

平成22年第5回防府市議会臨時会会議録

○平成22年10月29日（金曜日）

○議事日程

平成22年10月29日（金曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 会期の決定
 - 4 市長行政報告
 - 5 決議第 2号 災害土砂分別・運搬業務委託契約の厳正な遵守を求める決議（追加）
 - 6 報告第25号 専決処分の報告について
報告第26号 専決処分の報告について
報告第27号 専決処分の報告について
 - 7 議案第83号 平成22年度防府市一般会計補正予算（第7号）
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（27名）

1番	松村学君	2番	土井章君
3番	河杉憲二君	4番	高砂朋子君
5番	原田洋介君	6番	中林堅造君
7番	山本久江君	8番	重川恭年君
9番	斉藤旭君	10番	山田耕治君
11番	青木明夫君	12番	藤本和久君
13番	三原昭治君	14番	木村一彦君
15番	横田和雄君	16番	安藤二郎君
17番	山根祐二君	18番	今津誠一君
19番	弘中正俊君	20番	大田雄二郎君
21番	佐鹿博敏君	22番	田中健次君

23番 久保玄爾君
25番 伊藤央君
27番 行重延昭君

24番 山下和明君
26番 田中敏靖君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	古谷友二君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	安田憲生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	杉山一茂君
教育部長	山邊勇君	水道事業管理者	浅田道生君
水道局次長	岡本幸生君	消防長	秋山信隆君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	權代眞明君
農業委員会事務局長	村田信行君	選挙管理委員会事務局長	高橋光之君
監査委員事務局長	小野寺光雄君		

○事務局職員出席者

議会事務局長 森重豊君 議会事務局次長 山本森優君

午前10時 開会

○議長（行重延昭君） ただいまから平成22年第5回防府市議会臨時会を開会いたします。

○議長（行重延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。26番、田中敏靖議員、2番、土井議員、御両名にお願い申し上げます。

会期の決定

○議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日から11月1日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日から11月1日までの4日間と決定をしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

この際、クリーンセンター所管及び農業農村課に係る事項がありますので、生活環境部次長吉村君及び産業振興部次長堀君並びに農業農村課長河村君の出席を求めておきましたので、御了承をお願いいたします。

市長行政報告

○議長（行重 延昭君） これより、市長行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） それでは、行政報告をいたします。3点ございます。

まず災害土砂分別・運搬業務委託契約を一部変更することについて御報告申し上げます。

昨年の豪雨により流出した災害土砂のうち、防府市クリーンセンター、防府浄化センター、三田尻港県港湾用地及び三田尻港野島棧橋付近の民有地の4カ所に仮置きいたしております約5万立方メートルの土砂の分別・運搬業務委託につきましては、業務期間を平成22年3月12日から平成22年11月1日とする契約を、平成22年3月12日に株式会社維新と締結いたしておりますが、受注者であります株式会社維新から9月27日付で次の3点を理由として業務期間の延長申請が提出されました。

1点目は、4月から7月まで、天候不順のため分別機械が稼働できなかった日が多くなり、業務がおくれたこと。

2点目は、防府市クリーンセンター及び防府浄化センターに仮置きしていた土砂の半分以上が粘土質を含むものであり、含水比も高かったため、当初1回のみ分別作業を予定していたが、2回以上の分別作業が必要となり、業務がおくれたこと。

そして3点目は、市内の建設関係従事者の多くが、既に他の災害関係工事に従事しており、十分な雇用確保ができず、業務がおくれたことでございます。

以上、3点の理由について、内容を検討した結果、3点目を除き、受注者の責めに帰す

べき理由には当たらないと判断いたしました。

市といたしましては、この判断に基づき、4月から7月までの降雨状況及び土質の悪い土砂の分別作業の状況を精査し、天候不順が影響を及ぼした作業のおくれの実日数を18日、また、土質が悪いことが影響を及ぼした分別作業のおくれの実日数を71日と判断し、計89日を業務期間延長のもととなる作業がおくれた実日数として認めることといたしました。

したがいまして、当該委託契約における業務期間の終了日を、平成22年11月1日から平成23年2月18日に変更するものでございます。

2点目の行政報告でございますが、続きまして、競輪場に設置してありました自動湯茶機の紙コップ・茶原液の購入契約に係る「怠る事実の違法確認請求・損害賠償等請求住民訴訟事件」の裁判について御報告申し上げます。

本件は、平成20年2月27日に本市を被告として提訴された「損害賠償等請求」を求めるとともに「当該請求を怠る事実が違法であることの確認」を求める住民訴訟でございます。

山口地方裁判所において、審理が進められておりましたが、本年6月23日の第15回口頭弁論を最後に結審し、10月27日に「原告らの請求をいずれも棄却する。」との判決が言い渡されたものでございます。

続きまして、3点目の行政報告でございますが、日本たばこ産業株式会社の防府工場が廃止されることについて御報告申し上げます。

昨日、日本たばこ産業株式会社から、防府工場の稼働を平成24年3月末に終了し、同工場を廃止することを決定したとの発表がなされました。

同社の防府工場につきましては、明治42年に専売局の製塩試験場として操業を開始されて以来、100年余りの長きにわたり、本市の発展に多大な御貢献をいただき、市民からも親しまれている工場であり、今回の防府工場が廃止されるとの決定は、本市にとっても、市民にとっても非常に残念なことでございます。

昨日の発表であり、詳細は把握できておりませんが、従業員の皆様の今後や工場をどのようにされるかなどにつきまして、日本たばこ産業株式会社にお伺いしながら、関係機関と連携を密にし、対応してまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます、行政報告を終わります。

○議長（行重 延昭君） ただいまの行政報告に対する質問がございましたらお願いいたします。

なお、今回の市長行政報告と議案第83号の質疑に限り、先日の議会運営委員会での協

議申し合わせのとおり、質問回数の制限を撤廃をいたします。

行政報告に対する質問に対しましては、3項目ございましたので、まず1項目め、災害土砂分別・運搬業務委託契約を一部変更することについての質問がございましたら、どうぞ。14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） それでは、質問をさせていただきます。

まず、この契約を延長する理由として、1点目に挙げられているのが天候不順、つまり降雨日数が多かったということであります。

そこで質問ですが、この当初の契約時点の想定した降雨、雨が降る日にちはどのぐらいを想定していたのか。そして、実際にこの4月から7月までの間に雨が降ったのは何日ぐらいだったのか、それについてお答えを願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 当初、市が想定しておりました降雨量の日数は20日ということで考えておりました。これは過去10年間の平均が21日と、過去3年間の平均をとりますと20日ということのを考慮しまして、20日間の降雨があったというふうに見ております。

実際、降雨日は何日あったかということですが、まず1日10ミリ以上の降雨があった――すみません、本年はどうだったかということですが、本年は26日間ということになっております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） つまり当初の想定よりは6日、雨が降った日が多かったということですが、その影響が18日というのは、これどういう計算なんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 市も当初は、雨が上がればすぐに次の日から機械による分別作業が実施できると思っておりました。しかし、実際の現場は、降雨量が多かった日の次の日や、あるいはその次の日なども土砂の状態が悪く、機械による分別作業ができなかった日がございました。業者から出てきた4月から7月までの降雨による機械による分別作業の休止日が38日ありましたが、本年の10ミリ以上の降雨日、これが26日ありますけれども、それに次の日までの影響が出ると思われる20ミリ以上の降雨日、これが21日ございまして、これを加えますと47日になります。影響があると思われるのが47日なんですけど、業者が出してきた機械による分別作業ができなかったというのが38日という数字でございまして、私どもそれよりちょっと余分に見ておりましたが、業

者が出した38日という数字はやむを得なかったのではないかというふうに判断しました。

それで実際の機械による作業の休止日38日から、市が当初考えておりました降雨の見込み20日、これを差し引いて18日間を4月から7月までの間の天候不順による業務延長の日数というふうにいたしました。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） どうもよくわからないんですけども。業者の話では、機械による選別が、結局、ことしは38日間できなかったという報告があったわけですね。これはあれですか、当初、一番最初の契約時には大体例年20日ぐらい雨が降ることが予想されていたわけですから、その20日ぐらい雨が降ったときにどのぐらい作業ができないということを予想していたのか、それとの関連はどうなんですか、この38日というのは。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 業者の方がどういうふうに考えられておったかというのはちょっとわかりませんが、当初の雨天の想定につきましては、市が計算したところ20日ということでしたので、市は20日と。契約期間をいろいろ検討する中で、うちの20日の日数は当然示しておりませんし、業者の方も、どのぐらい影響があるかといったことも私どもは聞いておりません。

いずれにしても、両方で20日というのを合意したということではございません。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 最初はだから、雨が降って、機械による選別ができなくなる日は何日とも予想してなかったわけですね。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） その辺が予測されておったのかどうかという確認ができてませんのでということでございます。うちのほうではその辺を確認をしておりませんから。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 予測してなかった、業者のほうも何日というふうには言ってなかった。あるいは話の中に出なかった。しかし、現実には26日雨が降った。したがって、機械による選別ができなかったのが38日あった。これはおかしいじゃないですか。最初、20日ぐらいは毎年降るんですから、それによってできないことが当然予想されるわけでしょう。全くされなかったんならされなかったで、また話は別ですが。それで機械が使えない日がある程度予想されてなきゃいけないわけじゃないですか。その辺はどうな

んでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 何遍も言いますけども、業者の方がどういうふうに想定されておったかというのはわかりません。過去10年間の平均が21日ですし、この3年の平均が20日ということですので、業者の方、もしかしたら20日というように思ってたんじゃないかもしれませんが、その辺の合意はありません。ですから、業者の方が、じゃあ例年が20日だから、ことしは何日になるかという想定はわかりませんが、20日というふうに想定された可能性もあります。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） どうもさっきから聞いてると、ちょっとわからないんですがね。お互いに何日影響が出るかわからない、で、契約は結んだと、市もわからない、業者もわからないままに結んだと。ところが現実には雨が26日降って、作業ができない日が38日できてしまった。だからその38日から20日を引いて、市の予定の20日を引いて、18日は延長を認めようと。

これは、こんな理屈はあり得ないと思うんです。大体最初から毎年20日ないし21日雨が降るということは初めからわかっているわけで、それによって機械が使えないということも当然予想されるわけですから。そんなのは全然、今の話だと、機械が使えない日は全くないと、最初の契約では想定しておいた。ところが雨降ったんで、38日、機械が使えない日が生まれてしまった。それ自体がまたわからないんですけど、さらにわからないのは、今度は市は20日と予定してたから20日を引いて18日延長する、この理屈は幾ら聞いてもわからないんですが、どうですかね。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 今おっしゃいました、その、業者がわからなかったと、どのくらい雨が降るかわからなかった、作業が中止になるかわからなかったとおっしゃいましたが、そうじゃなくて、私、さっき申し上げたのは、少なくとも業者の方も平均の頭はあったかもしれません。それはうちのほうでは確認してなかったということですから、業者の方も、もしかしたら例年どおり20日ぐらいはできないかなというふうな思いもあったかもしれません。それは確認してないということをお話ししとるわけです。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） とにかく、今の話聞いてますと、結果として業者が、雨が降って38日仕事できんじゃったよと、だから逃してくれと、これを認める格好ですよ。ただ、契約というのは最初からそういうことは想定、織り込んでいるわけでしょう、雨

が降ることは。今の話だと、全然、雨が降ることは想定外みたいな話ですけど、そんな契約ってありますか。雨が降って作業できない日も当然織り込んで、11月1日までに工期が終わるということを契約しているわけですから、今の、雨が降ったというのが想定外のような、全くの想定外のようなお話というのは、私は通用しないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうかね。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 全く想定してないというのは申し上げていないと思います。うちも20日を想定しておりましたし、業者の方も、もしかしたらって言いましたけど、平均の20日を想定されていたやもしれません。だから、全く雨で工事ができないことを想定されてなかったとは言えないと思います。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） おっしゃってることがよくわからないんですよ。今の件ですが、要は市としては業者が雨の日を何日想定していたか、雨によって作業不能になる日が何日あったかということは、当初から関知していないということですよ、部長、おっしゃっているのは。ちょっと、そういうことでいいのかなどか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） はい。おっしゃるように、その辺の確認はしております。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） ですから、もしかしたら業者は、50日、雨によって作業ができない日があると想定していたという可能性だってあるわけですよ。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 逆に10日というふうに想定した可能性もあると思います。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） そういうことですね。これははかりようがないんですよ。さっきから部長が何度もおっしゃってるとおり。なのに、この延長日数を決めるときに、全く業者に関係ない、市が予測した日数をもとにして、この延長日数を算出するのはなぜか、この理由をお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） これにつきましては、業務委託を協議する段階で、市が業務期間を決定するわけですが、それはあくまで市の推定で決めたこととござ

いまして、業者は業者なりに段取りを考えて、今回の期間を承認した上で、契約を交わしたということでございます。

したがって、降雨日の影響を市も業者もそれぞれ独自に考慮して、完了日を11月1日ということにしたものを、すべて業者の考慮不足だということにして期間の延長を認めないのは、少々理不尽ではないかというふうに思います。最低限の期間延長は認めたいというふうに考えておる次第です。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 今、部長がおっしゃったことが、まさにそのとおりなんです。業者なりに段取り考えたんですよ、業者は。それは雨の日数を何日で推定したかは、市にとって知るよしもないところなんです。相談されてないとおっしゃったんで。このことについて、何か協議があったのなら別だけでも、協議もしてないと、先ほど部長、おっしゃったんだから、市としては知るよしもない。先ほど言われたように、10日と、もしかしたら考えていたかもしれない。私が言うように50日と考えてたかもしれない。それは今となってはわからないところなんです。

ならば、そういったことがあってもなくても、これはよほどの天災があれば別ですよ。昨年7月21日のような天災が起これば別ですが、26日というような降雨の日数というのは過去10年にあったことですよ。平均があくまで21日なわけであって、25日を超えるような日数というのは、過去の10年の中に何回ありましたか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） その辺はちょっと詳しくは調べておりませんが、さっき、今の御質問は何ミリ以上ということですかね。（「日数」と呼ぶ者あり）日数ですか。平均を申し上げましたけども。ちょっと待ってください。過去10年間で10ミリ以上の降雨日がそれぞれ何日あったかということですか。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 10年の10ミリ以上の降雨日数をとって、過去10年が21日だったということなんです。例えば2007年だと22日、2006年だと30日、2003年だと29日、2001年だと23日ということで、つまりは平均より上の数値があるからその平均は出てくるんですよ。例えば50日も降った日があつて、この平均21が割り出されたわけじゃないんですよ。あくまでも平均より上も下もあつてこの平均が出てきて、しかもその平均より上の日数が10年間で出現した回数というのは4回あるわけですよ。4割ですよ。だから21日という平均よりも多くなる可能性は4割もあったということなんです。そのくらいは通常は想定範囲内と呼ぶんですよ。それ

を市のやさしさで、20日というような計算をして、それより多かった分は延長として見てあげようというような考え方は、算出の根拠にならないんじゃないかということなんですが、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 一応、さっきからも申し上げますけども、市が20日というふうに想定したということでございます。20日をもとに11月1日までの日数を計算したということでございます。確かにおっしゃるように、26日でございまして、多い日もあったかもしれませんが、少なくとも過去、私どもが考えておった平均よりも増えておったと。そして翌々日までの影響もあったということを経験した上でのことですので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 他の工事で、平均より1日でも多かったら工期におさまらないと、このようなことが起こるんですか。これはしょっちゅう起こるようなことですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 確かに他の公共工事でも雨の影響というのはあると思っておりますけども、通常の工事でも天候に左右されるということで、よっぽど異常気象でなければ変更の理由になることは少ないと思われませんが、今回の分別作業につきましては、非常に雨の影響を多く受ける土砂の分別作業ということがほとんどを占める委託業務でございまして、通常の土木工事と比べても降雨の影響は多大であるというふうに判断して、期間の変更理由として認めたものです。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 全くおっしゃっていることがおかしい。そんなことを言い張っていると、今後の契約に大きな影響、出ますよ。この後で補正予算も出てきますけど、そういったものにもかなり影響してきますんで、その場しのぎの答弁はやめたほうがいいと私は思います。

それから、業者より業務延長申請書が出されてますが、これについては延長期間が3月18日と示されています。しかし、天候不順によっておくれた分が何日、土質によっておくれた分が何日、人員不足でおくれた分は何日というものが全くないんですけども、何をもとに市としては、さっきの38日というような、業者が出してきたという答弁がありましたが、それはどこから出てきたことですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 申請書には書いてないんですけども、別の資料として、

38日というのをいただいております。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 資料を出してくれと、説明会で申し上げて、延長申請書は出していただいたけど、今おっしゃった資料というのは我々に開示されてないですが、できれば休憩でもとって、その資料を開示してください。

○議長（行重 延昭君） 開示できますか。暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時32分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 今示していただいた、これは業者から出されたものということによろしいですね。一番左、上段に4月というのがあって、12、13、19と書いてあるんですが、これは12日、13日、19日ということによろしいですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） そのようだと思います。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） この中で、当日、雨じゃなくて、先ほどおっしゃったような、いわゆる前日の雨の影響、降雨の影響で翌日の作業ができなかった日、ぱっと見たところ13日なのかもしれないし、20日なのかもしれませんが、その一番頭の日、前日の影響で作業ができなかった一番最初の日はいつですか。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩とします。

午前10時34分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） どうも休憩中、探していただいたけど、相当するような資料がないということみたいなんですけど、以前あなた方からいただいた資料ですよ。地域気象観測降水量月報というやつと照らし合わせればわかるんですよ。4月の12日に27ミリの雨が防府で降っています。いいですね。ですから、4月の12日は、これは当日の雨によって中止になったと考えられるわけですね。翌日13日、この月報を見ると、降水量ゼロ

なんですね、防府市は。だけど作業を行ってない。ということは、前日の27ミリの雨の影響が出て、23日の作業ができなかったと考えられるわけです。

同じように19日、22ミリ降っています。20日、21ミリ降っています。この両方は当日の雨の影響と見ていいわけです。21日、8ミリしか降ってない、10ミリ以下ですね。だけど作業を行ってないということは、前日、もしくは前々日の雨の影響でできなかったということが考えられるわけです。こうじゃないんですか。

そうすると、4月だけを見たら、前日もしくは前々日等の、前日以前の降雨の影響で作業ができなかった日が6日間あったんじゃないかと考えられる。13日と21日と23日と24日と28日と29日、6日間ですね。これを作業できない11日のうちの6日間は当日の雨ではなくて、前日以前の雨によって作業ができなかったということになるんですよ。4月の時点で半分以上はもうこんな状況になっているんですよ。

そうしたら、私だったらどうするかというと、雨が降ったらシートかけるんですよ。そのたびに、11日間作業できないうちの半分が前日以前の影響でできないんですよ。ということは、シートかけるんですよ。雨が降りそうだったらシートかけとけば雨の影響を受けなくて、当日は、もし、危なっかしいとか、いろんなことでできないにしても翌日以降は作業ができるんですよ。なぜそれをしなかったか、そしてそれをしなかったことを責めに帰すべきではないと考えるか、これについて御説明をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） ブルーシートをかけておけばということですが、クリーンセンター用地、浄化センター用地につきましては、現場も狭いということで、現場内で分別、運搬、整地という作業をしております。県でもブルーシートをかけてらっしゃるんですけども、これはかなり鉄骨等をかけられまして、風で飛ばないようにということにかけてらっしゃいますが、どうも見ますと、端から順番にめくって行って分別して運ぶだけということで、かけやすくなっていると思いますが、クリーンセンター用地と浄化センター用地については、とにかく現場で分別、運搬、整地と、整地という作業があって、機種も分別機、バックホー、ダンプと、重機の密度も非常に高い現場です。特に整地する場所は、最初に置いてある災害土砂を撤去して空いた土地に置くというように、泥を動かしたりするわけで、とにかく土砂を何度も移動しなければならないような状況が現場にはありました。もちろんこういったことは業者が考えてやるべきことなんでしょうけど、市の立場から見ましても、大変混雑する現場で、ブルーシートを一応かけたり、外したりというような大変な作業があって、逆に手詰まりになるのではないかとということで、このブルーシートの作業が非常に困難な現場であったというふうに認識しております。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） それは手間でも、いいですか、4月の例をさっき申し上げましたけども、5日しか当日の雨で中止になった期間はないんですよ。それに対して、前日以降の雨で中止、作業ができなかったのが6日間あるんですよ。ちょっとぐらい手間でもブルーシートかけたほうが早いでしょう。そうは考えないですか。不可能とは言わせませんよ、あそこにブルーシートをかけることが。私は何度も見に行ってますから、あの現場でブルーシートかけることが物理的に不可能なんてことは部長もおっしゃらないと思います。ただ、それが煩雑であるとか、手間がかかるとかということですが、5日の雨で6日も、当日以外の、要は5日の雨で11日も作業を中止するようであれば、何か考えるのが普通で、ブルーシートなんていうのはだれでも思いつくことであるんですが、もう一度答弁してください。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 水切りとか、水はけを工夫したというのは聞いておりますけども、あの大きな山でブルーシートもかなりの大きさになるわけで、何遍も言いますけど、泥を置いたりのけたりという移動がある中で、なかなか難しかったように聞いております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 何点か質問しますが、今の言葉で「ブルーシートをかけることがなかなか難しかったようだ」と聞いておる」という答弁がありました。ということはブルーシートをどねえしようかいという検討はなされたんですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） すみません。聞いておるといのは、今回、いろいろ検証する中で、そういうことがあって、私が聞いたということですが、その辺、現場でブルーシートの検討があったといのはちょっと確認はしておりません。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 余り雑な答弁をしてもらおうと、次に進めなくなりますので注意をしておきますが。そこで、雨のことについてだけ、ちょっととりあえずは質問いたしますが。4月から7月までですか、38日間と、この38日間を業者は延長を認めてくれという申請が出てきたというふうに解釈をしいいんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 雨天の影響による分別機械の休止ということが38日あったということで、それを認めてほしいということでございます。その日にちがあった

というこの事実をということでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 38日あったから認めてくれということは、予想では4月から7月まで雨がいつそ降らんかった。降らんことを予測したと。できんかった日が38日間あったから、それを延長の算入に入れてくれと。いや、それはできんよと、20日ほど減すよということで、あったというふうに解釈していいですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） はい、そういうことでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） ということは、大変問題なんです、業者は4月から7月に雨が降ることは1日も予想しなかったということですよ。38日、作業で雨が降ったり、その影響でできなかった。それを皆、延長を認めてくれという話ですから。これはね、要するに廃掃法で言う、委託をするときには、人、物、金、そして経験ということが契約の条件になっておりますが、そんなことは経験則からしたらですよ、4月から7月まで雨がひとつも降ることを予想してなかったと。38日間、雨が降ったりしてから作業できんかったから、38日ほど延長を認めてくれって、どう思いますか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） すみません、言葉足らずでした。一応延長になった理由をいろいろ確認する中で、うちのほうも当初20日というふうな想定をしておったという中で、じゃあ、その実際雨の影響で幾ら機械の分別が休工したのかということの確認という意味でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） あねえ言やあこねえ言うという答弁はしてほしくないんですが、ところで、4月から7月までの38日間、作業ができなかった日にちに、土曜日が7日、祝日が1日入っておりますが、一応、土曜日はずっと作業をしておりますか、今でも。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） はい、土曜日でも作業しておられるというふうに聞いております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 今現在も作業をしておるというふうに解釈していいですね。祝日はいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 祝日は全部出てらっしゃるとは聞いておりませんが、5月のゴールデンウィークは出て、頑張られたというふうには聞いております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 4月29日が雨が降ってないけど作業できなかった日にちにカウントされているのでお伺いしましたが。

ところで、こういう契約というのはトータルで判断をすべきだと僕は解釈しているんですね。ちなみに4月から7月は、このことを鵜呑みにしたとしても、インターネットで降雨状況を調べましたが、8月につきましては要するに1日当たり10ミリ以上降った日ですけれども、あと1ミリとか、そんなですから、参考にもならないと思いますが、8月は1日、9月は2日、10月もきょうまで2日なんですね、10ミリ以上降った日は。この3カ月については、その契約を結ぶに当たっての雨量というのは、雨が降って作業できないであろうと、4月から7月までは20日と、こう思っておったと、こういうことですが、では8月から10月までは何日間を想定しておられたですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 降雨の少ない時期ではありますが、これ、ちょっと担当のほうから直接、詳細な報告はないんですけども、最初、実作業日と、あと前後の準備と後片づけの期間、そして降雨による影響、平均降雨日、20日を足しまして、一月半前後のゆとりを持ったという契約期間でございまして、その中で9月以降についても、そういった、雨天もという配慮があったのではないかと思います。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 配慮があったって、全く答弁になっとらんのですよね。私は4月から7月は雨が予想よりは降ったかもしれんが、逆に8月から10月は想定しとったよりは雨の降った日にちが少なかったら、トータル、ペイなんですよ。そういうことにはならないかということをお伺いしておるんですよ。

だから、8月から10月ぐらいまではどのぐらい降ることを想定しておって、実際には8、9、10の3カ月に10ミリ以上降った日は5日しかないんですよ。だから、降ったところだけを、足が出たところだけを考えてですよ、それは延長してあげにゃいけん、そうじゃないでしょう。逆に、作業は思ったよりできた月もあるんです。そうして、工期全体の中での話ですからね。だから、最初の契約で3月12日から11月11日までには降るときもあろう、降らんときもあろう。土曜日も、時には日曜日もやらにゃいけんかもしれん。トータルで11月11日までには終わりますという契約じゃないですか。そこら辺のところをちゃんとしてください。でないと、降ったときだけをうんうん、そうそうそうそう

言うて延長するのは、単なる理由には私はならないと思います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 確かに7月までの38日に対して20日と、20日を引いてということでございます。さっきも申し上げましたように、8月以降、8、9、10につきましては、何日というのは私自身ちょっと担当のほうから聞いておりませんが、その前後の一月半、20日の雨と一月半の猶予をもってということでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） でしたら、4月から7月まで降ったから延長を認めてあげようということではなくて、ある程度トータルの中で考えるべきなんですよ。トータルの中で考えれば、やらんにゃいけないのですよ。降ったときだけを「うんうん、そうだね」って、晴れたときのことはつい忘れてですよ、相殺すべきでしょうがね、トータルでは。

そこで、土木建築部長さんにお尋ねせんにゃいけないのかもしれませんが、いろいろ参考人招致等々では御迷惑をおかけしましたが、実日数、確かに155日ほど要すると。そして、それに土日があたり休みがあつたりということと、準備期間等々入れて235日になるというような、3月12日から11月1日がですね、235日になると。そのどれがどういうふうな計算をしてという、足したり引いたり、足したり引いたりして235日になったのかを教えてください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは工期の設定ということでございますが、155日、分別日数が155日必要であるという、実日数でございます。これに、これが約6.2カ月、それと業務、準備、後始末、降雨の影響ということを考えて、その日数が1.5カ月ということで、合わせて現在の7.7カ月程度を工期設定というふうに考えておったということでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 今、20日とか何とか言うてもらやええんじゃけど、6.2カ月とか言われると、30日で割ったり足したりせにゃいけません、要するに1.5月が準備であるとか、後始末であるとか、降雨であるとかと言われました。1.5ということは45日だろうと思うんですが。この45日の中に、雨が降るであろうということは何日ぐらい算入されておるんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） この中に雨の日数が何日というように特定したのではなく、トータルで今、45日程度ということ考えておったということでございます。

す。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 本当はあるけど、よう言わんのかどうか私にもよくわかりませんが。だとすると、先ほどから生活環境部長がそういった説明しておられた20日というのは、後からつけた数字ですか。20日間は差し引くという、その20日というのは、後からとってつけた数字でしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 降雨による影響ということも含めた上で、4月から7月までの影響、一番雨による影響が大きいという4月から7月までを20日というふうに見て、あとは影響はどうなんですか、少ないというふうに見たのかもしれませんが。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 全く理解できないんですね。要するに3月12日から11月1日の間で想定した235日の中で想定した降雨量がどうであったか、こうであったかの話なんです。私からしたら、この気象情報から見ますと、8月から10月で、かなり取り返しができるかと。降ったときだけを算入して、はけたであろうというときは全然算入せんというのは、これは間違ってますよ。そこまで何で業者の言い分をそのまま鵜呑みされるのか、全く理解できません。ということをまず言っておきますが。

それで、きょう現在の協和発酵の用地につきましては、大半がまだ残っておりますね。大半が残っておる。11月1日は、あと3日ですよ。これは降雨とは全く関係ない、降雨とは全く関係ない。これはどうしていまだ、あそこに置いてあるんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） これにつきましては、今、降雨とは関係ないということなんですけども、協和用地から、例えば降雨の日を持って行ったからということも考えられるのかもしれませんが、一応スペース的に、大久保へ持って行くにつきましてはスペースが足りないということもあります。要は、今回の業務委託の一番のポイントは、機械による分別ということでございますので、分別機が大久保にいかないと、その功を成さないということになるわけで、分別機がいく何日か前からスタートすることで十分その対応ができると。クリーンのところをほぼ終えた後に、大久保へ分別機を持って行くことで対応するというので、おっしゃるように早く持って行ったらということですが、まずスペースにも限りがあるし、持って行っても作業ができないという状況があって、それは持って行ってなかったということでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君）　そこでお尋ねしますが、じゃあ協和発酵の土地は、一応、その最初の契約は何月何日までの借り入れになってましたか。

○議長（行重 延昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君）　一応8月23日までということでございましたが、契約の延長をさせていただいております。

○議長（行重 延昭君）　2番、土井議員。

○2番（土井 章君）　契約の延長と、ぬるぬると言うべきじゃないんですよ。最初の契約を守るべく、業者に努力をさすべきじゃないですか。要するに、廃掃法で言う「人、物、金」、この準備が果たして、何ていうかの確であったか。業者のほうも人が足らんかったと、いろんところで工事が多いから作業の人を雇おうと思ったけど雇えなかったって、だからおくれたって言っとるんですよ。じゃあ、ダンプは何台あるんですか。人、物、金、全部検査した上で可能だと、11月1日まで天気がよければ可能だという計算をしとるはずですから、ダンプは何台あったんでしょうか。

○議長（行重 延昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君）　12トンダンプが2台と、10トンダンプが1台、それと2トンダンプが2台というふうに聞いております。

○議長（行重 延昭君）　2番、土井議員。

○2番（土井 章君）　ちょっとゆっくり言ってください。

○議長（行重 延昭君）　再度お願いします。生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君）　12トンダンプが2台、10トンダンプが1台、2トンダンプが2台でございます。

○議長（行重 延昭君）　2番、土井議員。

○2番（土井 章君）　すぐは出ないかもしれませんが、土木建築部長に聞いたほうがいいと思いますのでお尋ねしますが、今12トンダンプが2台、10トンダンプが1台、2トンダンプが1台というふうに聞きましたが、それが、「2台」と呼ぶ者あり）2台、それがフル稼働して協和発酵の土地と、泥と県有地の泥をピストン輸送して何日かかりますか。一日何往復できるんか知りませんが。

○議長（行重 延昭君）　いいですか。2番、土井議員。

○2番（土井 章君）　要するに、真摯に運搬をしても、僕は終わらんとしますよ。天気がよくっても。要するに天気がよかったら、9月ぐらいには運び終えとかにやいけませんわね。向こうで仕分けせにやいけんのですから。狭いところで。だから、その生活環境部長の弁によりますと、3工区は狭いということだから、狭いところで仕分けせんにや

いけんですから時間はかかりますでしょう。大体そうですね、順調に行けば2万1,000立米ぐらいあるわけですから、8月の中旬、盆ぐらいまでには向こうに行っとかには、順調ならですよ、終わりませんわね、10月の1日までには。とても今聞いた12トンダンプ2台、10トンダンプ1台、小さい2トンダンプ2台じゃあ運べやしませんよ。もともと人が足らんのですよ。あるいはトラックの台数が足らんの。でしょう。

クリーンセンター、あるいは浄化センターのところでもダンプ、使うわけでしょう。使ったわけでしょう。今までの説明では。だから、シートが張れなかったという話でしたね。そうすると、少なくとも雨が降ってクリーンセンターで作業ができるときには、ダンプが運ぶわけですから、協和発酵の土地の泥なり、あるいは県の泥を1日でも早く大久保に移すという努力をするのが受注者としての誠意ですよ。全くその誠意が見られてないというふうに思いますが、ずっと先ほどから聞いておりますと、何か業者の弁護ばかりですが、もう一度見解をお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 別に弁護というわけじゃないんですけども、実際、さっきも言いましたように、今回の業務委託については、分別機械を据えることで初めて仕事が前へ行くということの中で、3工区の高台にある、今、分別作業しておりますけども、そのスペースはちょっと非常に狭いということの中で、事前に運ぶというのではなくて、分別機械を設置して、その前に幾らか盛っておって、順次運んで分別していくというやり方をとったというふうに聞いております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それじゃったら最初の契約のように、3月25日の本会議でここで説明があったように、それこそ現場で仕分けして持って行ってもいいですよ。向こうは、これ、こっちじゃ難しいから、向こうに持って行って、向こうで仕分けをすって、今度は向こうが狭いからって。おまけに私たちは3月の終わりだったか、4月の初めに現場を見せてもらったときには、まさかあの上に泥を置くということは全く聞いてなかったですよ。

先日、私も見に行きましたが、確かにそんなに広くはない。県有地から泥を持って行ったら大体いっぱいになってましたね。下にはなぜか1メートルぐらいの土が盛ってあって、それはまだ分別が済んでない土が盛ってありましたが。後ほど議案にも出てきますが、それじゃ農地災害復旧の泥はどこに持って行く予定だったのか、産業振興部長に聞きます。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 21年の7月におきましての災害の直後につきまして

は、当初、大久保の第3工区に搬入するということは考えておりませんでした。当初につきましては、クリーンセンター周辺のスペースが、ある程度期間、たてばあくだろうということで、当初の計画につきましては、クリーンセンターの1工区から4工区、あのあたりの周辺に計画をしておりました。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 当初というのはいつですか。いつのことを当初とおっしゃるのか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 直後でございます。21年の7月発生後、直後ということでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） そんなつまらん質問してませんよ、僕は。だから、3月に契約したときにはどこに持っていくようにしておったんかと聞いておるんですよ、今は。去年の7月の話を聞いたるわけじゃありません。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 申しわけありません。3月に契約した時点におきましては、今回の農地と農業施設で流出しました土砂につきましては、分別をしないで十分可能だということで、当初から大久保の第3工区のほうへ搬入をするようにしておりました。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） そうなんです。ですから、生活環境部長にお尋ねをしたいのは、それこそ農地の泥も今からいく予定だったんですよ、なぜかおくれてますけども。その土地が、泥がですよ、6万6,000立米が、おおよそ7月ぐらいまでには、当初の契約の日にはちから行きますと、おおよそ半数ぐらいが、既に大久保に行くことになってるんですよ。なおさらふくそうしますよ。全然説明が、理屈が通ってないというか、筋が通ってないというふうに言わざるを得ません。

協和発酵も、契約延長しましたって、よう抜け抜けと言うなと思いますよ。人の土地を借りとってですよ。それも何か先日の説明では、お金も払ってないということでしたが、そんなことが地方公共団体で許せますか。それも契約の相手方に8月、その契約の日までに移るよと言え、どうということはないわけでしょう。まず、そのクリーンセンターの土地をやらんにゃ向こうに行かれんから、それは、おくれた、借りとる人にはすいません、断りゃ済む、そんなのは行政じゃないですよ、全く。

今の雨とか何とかの関係の質問はとりあえず終わりますして、ほかの人に譲って、ほかの項目はまたします。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 先ほどの答弁で、業者がどのように考えていたかわからないと。私どもは聞いていない、確認してないという答弁がございました。そして、両方で期間は合意していて契約はしたと、こういう答弁になると、当然、工期というのは考えて契約すべきものであるというふうに私は思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 私が申し上げたのは、降雨日について双方で何日という合意はなかったという意味で、こういうのはちゃんと協議する中で、防府市としては、実稼働日155日に前後一月半足していくということの計算をして、防府なりの考え方を当然持つておるわけですが、業者は業者さんなりのお考えで合意に至ったものと思います。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） その契約に至るまでに業者さんと何度も協議をしたという前提がありますよね。そこで、業者さんとどういうことをどういうふうに何回も協議して、この契約に至ったか、こういうことを聞いてみたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） すみません、今、直接やった担当、ここおりませんが、施工法等を協議したものというふうには思いますが、詳細に何と何をやったというのはちょっと私、今、掌握しておりません。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） それでは、また、そういうものが何回も協議した中でどういうことを両者でお話しになったのかということは、またお聞きする機会はあると思いますけれども、私は何事も基本的な原理原則、こういうものをお聞きしたいわけがございましてけれども、契約とは何か、どのようなものなのかということを深く考えていらっしゃらないんじゃないかというふうに思うわけです。

契約というものは、お互いが信頼関係で履行できると、これを前提に契約というものは結ぶものじゃないかというふうに思うわけがございまして。きょうはこの契約の一部変更ということでございまして、その理由の中に「粘土質が多い」「雨が多かった」、こういう字句が入っておりますけれども、こういうことは多々変更の理由、あるいは繰越等、想定外のことはあると思うわけがございましてけれども、調査というか、確認をして契約を結

ぶ、瑕疵というのはあるかもわからん。危険負担というものもあるかもわからん、こういうことを確認して結ぶ、こういうことが契約じゃないかというふうに思うんですけども、またこの次の2のほうにも契約という項目が出てきますけれども、この契約というものを執行部としてどのように考えてらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 契約の概念でございますが、今回は業務委託ということで、5万立米の災害土砂、これにごみが入っておるので、こちらのほうで決めた当初100ミリ、そしてその目を通して40ミリ、そういったことでふるいにかけて、資源とごみにしていただきたいと、運んでくださいといったようなことの合意をするわけですけども、その全体でのこちらの目的をお話し申し上げて、その金額についてもいろいろ当方で考えるんでしょうけども、要は目的を達成するために双方が合意すると、それは書面にしたためられたものが契約書であろうかと思いますが、ちょっと、そういうことです。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） そういう目的達成のために、両者が合意をしたものが契約と、そしてその前提に先ほど私が言いました、特に今回の件については業者さんと何回も何回もお話をされた、そういうことでの契約なんですよ。ですから、この内容では、粘質が多かったと、これもどのように調査されて、この土質がどうなるのかと、どこまで調査されてそういうことを確認されたか、それも不十分じゃなかったのかという疑いを持たざるを得ないわけでございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 私はずっと聞いておまして、頭が悪いのでよくのみ込めない部分があります。先ほどからの工期と申しますか、期間、まず日数計算の算出方法の中に、土曜日、日曜日、祝日というものは含まれているかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 今、一月当たりの計算を25日というふうに担当のほうで考えておったようございまして、そうしますと日曜日は休んでいただくということになろうかと思えます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 25日ということで、単純に私の頭で考えてみたんですけど、先ほど部長が、5月のゴールデンウィークの連休も頑張って出ていらっしゃったとか、土

曜日も出ていらっしやったとかいうことになれば、38日間から、その休みであるということ計算の中に入れられたのならば、それを差し引きして計算してもおかしくないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 差し引きというか、予定外のところ、出られたというのが、大変、雨のためにおくれたという気持ちがあって、業者の方から、みずから進んで出られたというふうに理解しておりますが、それを引くのはいかがなものかなと思いますが。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） いかがなものではないんですね。先ほどから受注者たるものというお話がたくさん出ております。何か受注者と市が全然協議されてないような答弁に、私には聞こえております。その中で、業者は業者なりの考え方で合意されたということは十分このぐらいの日数ぐらいのことは計算されてやられたのではないかと思っております。例えば仕事を受けた人間として、そういうアクシデントがあったとしても、どのようにかして、それを取り戻そうというのがやはり私は本来の姿ではないかと思いますが。

そこでちょっとお尋ねいたします。これまでの工事発注とか業務委託におきまして、工期、期間等につきまして、これ、先ほどの話から、業者は業者の考えでということだったのですが、これは市が一方的に決められるということでもありますか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 土木工事の工期の設定ということでございますが、一般には工事を発注する場合に、市のほうが工期を設定いたします。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） それでは、今回のような土砂の処理という部分について、これまで何件ありましたか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 土木の工事で土砂処理と、こういう土砂処理ということは、工事として発注した記憶は持っておりません。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） であれば、経験がないことを市が安易に想定して決められるということ自体が、私は全く考えてない、全くいい加減にその工期日数を決められたとしか私には考えられません。そして、先ほどもありましたけど、平均して20日と、3年間

ですか、10年間で21日ということがありましたが、最近、昨年の豪雨災害、市長は想定外という言葉、予想外という言葉が使われました。近年、沖縄でもありましたが、いろんな天候不順によってこういうことが各地で起こっているわけですが、そういうことを全く考えないで、ただ平均で市は想定されたということでよろしいんですね。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） はい、そういうことになります。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 要するに職務怠慢なんですよ。こういう工事は全く今まで発注もしたことがない。近年我々の生活も脅かしている天候不順についても考慮してない。ただ単に10年間、3年間の平均を出しただけの数字ということに徹して、ただそれだけで工期を決めてしまう。先ほどから聞いていますと、全く業者のほうのお話が聞こえてきません。一度でも、業者はどのぐらいの日数を想定されていたかということも、私は全く聞こえてませんが、一度もそれは聞かれたことはないということでもよろしいですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 担当からはそう聞いております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 先ほどから言いましたけどね、初めての工事であり、発注もしたこともない、そんなことを市自体で単独ですべてが決められる、ただ、この一連の随意契約からすれば、工事金額等につきましてもいろんなところにつきましても、何かたくさん深く協議されとるのに、どうしてこういう重要なところは協議をされてないのかなと疑問に感じております。

私はとにかくこの点につきまして、先ほど申しましたように38日と言われるんだったら、38日から、先ほど当たり前のことだと、私は工事請負人としては、受注者としては当たり前だと思いますが、その日曜日、祝日、ゴールデンウィークに出られた分も全部差し引くべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） それはちょっと私、よくわかりませんが、現行のまま認めていただきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 回数制限がないということなんで、また再びお尋ねします。

いろいろ聞いてまして、納得のいかないことはたくさんあるんですが、さっきから考えてまして、ちょっと数字のマジックみたいな、トリックみたいな点があるんじゃないかと

いうことを気がつきましたので、ちょっと改めてお尋ねします。

先ほどの御説明だと、業者から、実際に雨が降ったのは26日、その影響も含めて38日延長してくれと、こういう要望があった。それに対して市は、20日雨が降ると予定しておったので、20日を差し引いて18日の延長を認めたと、こういうことでございました。

私、これ、おかしいと思います。市が20日雨が降るということを想定していたのなら、実際に雨が降った20日に加えて、その影響が出る日にちが何日かあるわけですね。さっきのあれだと、この実際に降った、例えば4月でさっき伊藤議員がお尋ねしたときには何倍ですか、倍以上、実際に雨が降ったのの倍以上の影響が出てるわけですね。だから20日雨が降ると想定しておったら、それプラス、実際は雨が降らなかったけど仕事ができなかった日を何日かけ加えて、それを38日から引かにかやおかしいじゃないですか。逆に言えば20日、そうですね、だから26日、実際に雨が降ったけど38日影響が出た。市のほうは20日雨が降ると想定していたが、実際にそれ以外に仕事ができない日にちが何日あるというふうに想定すべきだから、それから引かなきゃいけない。だから、実際には18日も影響が出ないはずなんですよ。どうなんですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 先ほども申し上げましたけども、10ミリ以上の降雨が26日ということで、雨の影響で翌日もしくは翌々日の影響が出るであろうと思われる20ミリ以上の、多い雨、これをも考慮しまして、それが一応21日ございました。ですから、26日に21日を加えると47という数字になるわけですが。ですから、本来なら47日影響があったというふうに見て、47から20を引いてもいいんですが、そうじゃなくて、業者が38日という正直な数字を出してきとるわけですから、38日から20日を引いた18日で、うちがそれよりも影響をもっと見ておったということですから、その38日を認めていこうと、こういう考え方でございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） それ、説明になってませんよ。とにかく実際に、業者のほうからすれば、実際に雨が降ったのは26日。で、雨が降らなくても仕事ができなかった日を含めて、影響は38日ありましたという報告があったわけですね。市のほうは、実際には雨が20日降るだろうと想定してた。しかし、その影響はもちろん雨が実際降らなかった日も出てくるわけですから、それを加えて今七十何日ですか――から含めてもですね、いや、その七十何日はのけにして、その20日だけを引くというのはおかしいですよ、これは。20日プラス何日か仕事ができない日が当然あるわけだから、20日雨が降れば。

それを引かないとおかしいんですよ、これ。数字のマジック、トリックじゃないかと私は思いますよ。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 何遍も申し上げますけども、トリックと言われたら困るんですが、実際に業者が言ってきた38について、そのうち、そもそも雨の影響で機械が動かないであろうというふうに見た20日を引く。だから、機械が動かないであろうというふうに想定した業者、想定して20日を引くわけですから、同じ機械が動かなかったということの現象は一緒だと思います。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） そんな答弁、ごまかしちゃいけないと思うんですよ、部長。20日、実際に雨が降ると想定してたと、あなた答弁してたじゃないですか。20日稼働できない日があると想定してたわけじゃないでしょう。実際に雨が降る日が20日間であるというふうに市は想定してたって、あなた何回も答弁してますよ。機械が稼働してないのが20日じゃないんですよ。でしょう。機械稼働してないのはもっと20日より多いはずですよ。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 当初はその翌日、翌々日の影響を見てなかったということだと思います。ですから、20日雨が降って、その雨が降った日は機械が動かないだろうということの考え方だと思います。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） もうこれ以上言いませんけどね、そういうことを言っちゃいけないですよ。業者のほうは、実際に雨が降らなかったのは26日だけど、それ以外に12日ですか、機械が動かなかったと、雨が降らなかったけど12日ほど機械が動かなかった、合わせて38日、仕事ができませんでしたと言ってるわけですよ。

それに対して市は、実際に雨が降ったのが20日で、だけを引いてるわけ。だけど、それは20日、雨が降れば、その理屈から言えばですよ、業者から出てきたあれから言えば、20日プラス何日かは機械が動かない日を引かないと不公平になるじゃないですか。引くのは少ない数字を引いてですよ、向こうが言うてくるのは多い数字を認めてですね、そんな不公平な計算というのは私はないと思います。もうこれ以上答弁、要りません。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） なぜそれほど行政が業者の身になって、一生懸命、我々の責めに対して業者の防波堤になっているのかという、その姿勢が全く理解できないんですが。

本来市としては業者に「おくれたね」と、「こうしなさいよ」と言うのが市民の立場に立った、今、市民目線で云々という言葉がどうもはやっているようですが、本当にそのつもりがあるならば、市民にかわって契約しているんですからね、市は。それを契約が守れない業者がいたら、それに対して責めていくのが市のはずなのに、なぜか業者の側に立って一生懸命、一生懸命、弁護士のように答弁していくと。なぜそんなことをしなきゃいけないのか、ちっとも理解できないのですが。

まあ、それは置いといて、先ほど重川議員の御質問に対する答弁の中で、土砂の処理方針、100ミリ、40ミリとふるいにかけて行って資源とごみに分けるんだと、そういうことを含めて契約だというふうに部長おっしゃったけども、聞き間違いじゃないですね。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 工事の基本的なところはそうで、実際やって、いろいろスケルトンを使ったりということもあろうかと思えますけども、一応仕様については100を通して40ということというふうに聞いております。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 重川議員は、契約の概念、契約とは何なのかという御質問をされてたわけで、つまりは、今、工事とおっしゃったのは口が滑ったのでしょうか、工事じゃないんですよね、これ。今まで、工事じゃない、工事じゃないと言うてきて、つい本当のところが出るのだらうと思えますが。要は、仕様書も含めて契約だということの認識を市としては持っているということでもいいですね、これ、確認しておきます。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） よろしいかと思えます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） それからダンプ、先ほど全部で5台なんですかね、持っておられるということなんですが、これ、それぞれダンプ、私、何度か見せていただきましたが、結構新車というように見えるものが多いのですが、購入日というか、いつ買って、いつ入手されたか、これわかりますか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 今、手元にございませんで調べさせますので、わかりましたら後ほど。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） これは大事なことですので、なるべく早く調べてください。

それから部分払、これは今までに行われていますか。行われていれば幾らお支払いにな

られましたか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 今まで1回ほど部分払を支払っておりまして、金額は6,000万円でございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 前払金が1億円払われている。そして部分払が6,000万円、支払われたということですから、1億6,000万円、既に契約金額の3億円のうち半分以上ですが、支払われているということでもいいかと思うんですけども、この6,000万円、が支払われたのはいつで、その時点でこの6,000万円を算出した根拠はどのようなところからこの6,000万円が出てきたか、これを教えてください。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 支払いといいますか、通知日を8月23日にしております。

それとこの根拠につきましては、契約書にもありますが、出来高掛ける10分の9というのは普通なんですけども、一応、前払金がありますので、10分の9から前払金相当分の比率、3億30万分の1億円を引いた分を出来高、これ35%になりますけども出来高に乗じていくということでございます。要するに前払金相当分は削除すると。普通なら出来高の9割を払うんですけども、実際払ったのは出来高の56%ぐらいを払っております、それが6,000万円というふうになります。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） ぱっと今聞いて、すぐ頭の中で計算が回らなかったんですが、つまりは1億円は、もう前払金として支払ったということですから、それとこの1億6,000万円ということは、何割あるんですかね、3億円のうちの。それが出来高の9割に相当するということで、もう1回、いいですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 出来高の9割ではなくて、要するに部分払。だから前払いについては、全体の業務委託費を占めるわけですから、まだ工期が上がっていませんから途中になります。それで、部分払につきましては出来高、その時点での8月何日かの時点での出来高に対して、通常なら10分の9を掛けるんですが、さっき言いましたように、それから前払金相当分の比率を差し引いて掛けるがために56.6%になる。90ではないということです。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○ 25番（伊藤 央君） ちょっとよくわからないんで、簡単にお聞きしますが、市としては、じゃあこの時点で何割の仕事ができ上がってるという計算をされたんですか。

○ 議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○ 生活環境部長（柳 博之君） 35%済んでおるといふような計算でございます。

○ 議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○ 25番（伊藤 央君） この8月23日の時点で、工期内に終わると計算されてましたか。

○ 議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○ 生活環境部長（柳 博之君） この夏の時点から非常に厳しくなったというふうに聞いております。

○ 議長（行重 延昭君） ほかに質問ありませんか。2番、土井議員。

○ 2番（土井 章君） 再度登板させていただきますが、まず一番基本なことをお尋ねしますが、きょう現在、変更契約はしちよっちゃないでしょうね。

○ 議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○ 生活環境部長（柳 博之君） まだしておりません。

○ 議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○ 2番（土井 章君） 先ほど業者から出てきたという、月別の雨量の表が出てきましたが、私は一緒に、71日間は2回以上の分別した日があったという資料も、一緒に資料が出てくるのかなど。伊藤議員が先日の説明会のときに要求したのは、何も雨の日にちだけの分の資料を要求したわけじゃないんで、一緒に出てくるかと思ったんですが、出てこんのはなしてでしょうか。71日間、2回しなきゃいけなかったというのも、業者から、数字が出てるんでしょう。

○ 議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○ 生活環境部長（柳 博之君） この71日間というふうに私どもがはじいたのは、71日間、2回やった日にちの報告があったのではなくて、要するに2回以上、粘性の高い泥がくっつきましたので、2回以上、2回あるいは3回やった土量が幾らぐらいありますと、その土量が幾らありまして、処理能力、要するに機械での分別能力が1日当たり何立米あると、そういう計算のもとに、業者からの報告による2回以上の土量から計算したものでございます。

○ 議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○ 2番（土井 章君） 何か面白い説明をされましたが、あのときにはこれを使い、あのときには理論値で計算しと、全く根拠も何もないですが、業者からは2回あるいは3回、

2回以上分別しなきゃいけなかった日にちが何日あったかという資料は出てないということですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） そういうことです。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 全くこの事案のよしあしを判断する材料もないということですが、それじゃ具体的にA掛けるB掛けるC掛ける何とか何とか何とかは71日になったという資料を出してください、今から。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 一応、御説明申し上げますと……（「資料を出してください」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時40分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 計算式、ちょっと今すぐ出るんですが、そのペーパーは、きれいにしたためておりませんが、一応口頭で説明させてください。

一応、2回以上分別したという土量につきまして、まず、クリーンセンター西側で、においがするので石灰をまいたという土量が約6,500立米ありました。それと浄化センターのほうで、泥が浄化センターへいたり、移動しておるんですが、浄化センターのほうから粘土質の悪い土砂というのが、浄化センターのC工区で1万426立米というのがあるんですが、その両者の質の悪い泥について2回以上分別しましたと。その泥については、一応1万1,500立米になりますという報告を受けております。これにつきまして、処理能力を、当初からこれが計算しておるわけですけども、その処理能力で除して日に出ると、推定ではございます。

以上でございますが。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） いずれにしても資料を出してください。1日何時間で計算したりとか、そもそも全くわからんで、だあだだだだあ数字を言われたら、私は頭が悪いから回りませんので、数字を出していただきたいというふうに思います。

そして、実は4月下旬に参考人招致、百条委員会です。8月には証人喚問を行っております。その時点ではもう既に雨が降った、粘土性が高いということは十分に把握もし、わかっておったというふうに理解しますが、その時点で全く、155日の話は幾らになりましたが、粘土質の泥、あるいは雨が降って、ひよっとしたらおくれるかもしれませんというような話は全くなかったんですね。もし許可がとれなかったときには、どねえする気だったかと、いや、それは11月1日までに完成させますと、それは契約ですからというふうに大見えも切られたわけですが、なぜその時点で、十分にわかっていたわけでしょう。100日も延びるわけですからね、100日も延びるわけですから。少なくとも8月の時点ではわかったはずですが、なぜそういう場で報告をされなかったのか、お尋ねをしてみたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） すみません、私、ちょっと百条出てませんのでわかりませんが、その辺のことは出席したものでないとわからないと思いますが。（発言する者あり）

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前11時44分 休憩

午前11時44分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。3回以上の約束はいいということにしていますけど、できるだけ簡潔にお願いいたします。

いいですか。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 不透明な部分が大変多いので、申しわけございませんが、何度か、まだ質問をさせていただきたいというふうに思います。

ずっと毎日、毎日、クリーンセンターの職員の人は仕事に出ておるわけで、日々、今のぐらい仕事ははかどっておるかということは十分に見ておられたと思いますが、9月議会でも何のあれもない、いきなりあさってか、11月1日には変更契約しなきゃいけないという段階になって、そういう話が出てきとるわけですが、どうもおくれるでというときに、工期内にやるように、例えば持つておる、既にみなし許可をもらっておるスケルトンバケットであるとかですね、あるいはトロンメルも使って、駆使して、一日でも早く工期内に終わるように、あるいは工期内に終わらんでも一日でも早く終わるような努力は、業者はしたのかどうか、あるいはそういうことをするように、目の前で見えておるわけですから、指導なりはしたのかどうか、お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） おくれるというのが部分払い、さっき8月23日と言いましたけど、その時点でおくれるというのがわかって、事あるごとに早くするようにという指導は毎日のようにしておったということではございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） つい、そんぐらいなことじゃ、実際にはなかなかかはかどらんのですよ。

では、ちょっとお尋ねしますが、その間、一番最初から持っておるスケルトンバケットなり、あるいはトロンメルは出動したのかどうかだけお尋ねしましょう。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 出動してなかったようでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それでは、執行部が早うやれよと、急いでやれよと言っても聞いてもらえなかったということのようで理解をしておきたいと思えます。

そこであと二、三点だけで終わりますんで。ちょうど12時になろうかと思いますが。粘性土が多いということはいつごろわかったんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 4月の中旬ぐらいから、そういう粘土質が多いというのはわかっておったようでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 4月の中旬と今、耳が悪うなけらんにか聞こえたんですが、だとすると、もう当初から粘性土が多いということは、自走式スクリーンですかね、あれを2台じゃ間に合わん、11月まで間に合わんかもしれんなと。そうすると、もう1台県の許可をとって、3台増やさんにかいけんかもしれんなということは、業者は感じたのかどうか。

あるいは逆に言えば、思ったより粘性の泥が多くて苦労しとるでというようなことは、クリーンセンターはいつごろ聞いたのか。今、把握したのは4月中旬、4月であるならば、そういう機械を1基増設させるとかいうこととして、11月1日に間に合うようにせんにかいけんのですよ。その努力のあとが見えたのかないのか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 大変一生懸命やってらっしゃったようでございますが、買うような、増設するようなことは聞いていないようです。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 普通の土木事業であれば、もちろん下請等が——この事業は下請とか出せませんからあれですが、普通の事業であれば、11月1日の工期であれば11月1日の工期に間に合わすように、あらゆる手段を講じて、契約違反にならんように努力するんですよ。

いろいろな経緯があろうと思いますが、ちょっと土木建築部長にお尋ねをしてみたいと思いますが、この4月から7月まで、例年より余計雨が降ったということですが、屋外の公共工事で、このことを理由に、4月から7月の天候を理由に工期延長を申し出ている業者がありますか、1件でも。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 現在、発注しております工事の中で雨を理由に工期延伸を願っているというような例は、私は今は理解しておりません。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 要するにそのとおりなんですよ。

最後にいたします。財務規則の114条に、履行延期というのがありますが、履行の延期に基づきまして、賠償金を徴収することができるというふうになっております。

ちょっと財務規則の114条、読みますが、「契約の相手方が契約の履行期限内に契約を履行することができないため契約の履行期限の延長を求めた」、今、そうなるんです。「契約代金の額から既済部分又は既納部分に相当することとなる額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年五パーセントの割合で計算した損害金を徴収してその延期を承認することができる。ただし、天災その他特別の事情により遅延した場合においては」云々とありますが、「その他特別の事情」というのは、執行部は使うのがもう慣れておられますが、これはこの場合使うべきじゃないというふうに思いますが。少なくとも、天候とかそのことは曲げてわかったということにしても、この中には部分的には、部分的にはですよ、人不足によるおくれもあるんですよ、何日間か分は。彼らは人不足を認めてるわけですから。人がおらなかったという。人がおった、トラックがおったと言えば、協和発酵の泥はもう向こうにいったるかもしれんのですよ。そのおくれの部分は少なくとも財務規則114条に基づく——1日分か2日分かは別ですよ。何日か分かは絶対あるんです、人が少なかったことによる。その分の損害金を取る予定はあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 業者が延長を言ってきた事実が3月18日だったわけ

で、基本的に業者の努力不足ということを見ますと、ほぼ一月ぐらいは業者の努力不足によっておくれたというふうに考えまして、結果的にはそうなるんですが、結局、私どもの計算では、雨による影響が18日、そして粘土質の粘性の高い土砂の分別が71日というところまで、その他特殊な事情、天候等々の事情ということで、認めてもいいんじゃないかと。ただし、残りの一月については、これはやはり業者の努力不足ということで、これは認めるべきではないということで落としまして、業者の希望、3月18日を2月18日にしております。

遅延損害金ですか、それにつきましてはあくまで業者の責に基づくものということになりまして、一月は、業者が言ってきたのはうちは認めないということで、これを3月18日にしてありましたら、業者の責に認める責として払うものが一月分あるわけですけども、それを今、落としておるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それはね、物をわかってない人の言うことなんですよ。既に長方形の、これが1日の仕事量、これが工期ですよ。ここがですね、1日の仕事量がここまで達してない。この9割ぐらいしかできてないのがずっといった、その延長線上が一月分とおっしゃるんですよ、あなた方は。ここが既におくれているんですよ、この毎日、毎日が、今まで。だから、一月分おくれるだろうが見ないという部分の今までの分は、早う言や、進んじょかんにゃいけんの、人が確保できちよつたら、うん。

少なくとも、先ほど答えをいただけませんでした、まあ僕もええと言ったんですが、トラックでいうと、協和発酵と県有地の土地は百条委員会では3,800台、トラックが計算してあると、こういうことでありました。3,800台、12トントラックが2台と10トントラックが1台、2トントラックは使わんでしょうから、その3台で3,800台という、1台が1,266往復しなきゃいけないんですよ。1日10往復はしないと思いますが、1日10往復しても126日かかるんですよ、126日かかる。もう終わっちゃうかんにゃいけんのですよ。すべて向こうにいつちよかんにゃ。向こうが狭いとか、広いとかいう理由は絶対使えませんよ。それは最初からわかっただけのことですから。

だから、それをトラックがもう1台あって、4台でいきや、あるいは5台でいきや、もう既に終わつとるんです。それが人が足らん、あるいは機械が足らん。要するに、一番極端な言い方をしたら廃掃法の人、物、金、経験というものが全くない人と契約をしたと。そして、人が足らんかっておくれちよる分については、11月1日現在で言やあ、絶対おくれいているんですよ。人がおつたら、もう少し前倒しになっているわけ。人がおつたら、2月18日で終わっちゃうんですよ、早う言や。そのおくれちよる分の損害金は取るべき

なんです。ということをお願いして、質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） ちょっと、あればすぐ出していただきたいし、探さなければならぬのなら後でもいいんですが、この変更契約に関する決裁というのは、どのような決裁をとっておられて、決裁文書は存在するのでしょうか。（「もう一度お願いします」と呼ぶ者あり）この変更契約。（発言する者あり）いやいや、それをこういうふうに変更しますよという決裁は、まだとっておられないということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 今の伊藤議員と重複するようになるかも知れませんが、私は先ほど契約の基本的原理、原則はどういうことなのかということをお聞きいたしました。決裁というものでございますね、今回ないかも知れませんが、この、何回も業者さんと話をしてきた、その現契約について、部長さん、おいでになります、担当者がいないのでわからないということをおっしゃいました。部長さんいらっしゃって、何を協議したのかわからない、契約に至った契約書をお互いに交わしてる、印を押してるということは何なのか、おかしいと思うんですね。_____で執行部は通してこられたのか、あうんの呼吸で通してこられたのか、そういうことを先ほどからの議論を聞いておると、だんだん疑問に思ってくるわけですね。

私は、こういうことを言ったこともなければ言いたくもないんですけども、戒めなり、温情なりであえて言わせてもらっているんですが、決裁とか協議内容、ましてや契約に至るもの、こういうものはしっかり内部で協議もして、お互いが理解して、そして最終的な決裁を得る、契約に至る、こういうふうなことにしてもらいたいということを、これは要望ですけども――して、私の質問というか要望は終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 起案文書、起案はされておられますか。この議会に報告する前に、起案はされておられるんじゃないですか、この変更契約の。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） まだ、しておりません。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中議員。

○22番（田中 健次君） 私は、この変更契約について、いろいろ質問をされた回答を聞いたり、あるいは事前に勉強会でお聞きしたことなどで聞いてわかりにくいのが、2回以上の仮置き土砂の土質による業務のおくれということで71日を出されたということなのですが、先ほどの説明を聞いてもよくわかりませんので、これについて、もうお昼にな

りますので、午後の再開までにきちっとした資料を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 再開までに用意しておきます。

○議長（行重 延昭君） ここでお昼になりましたので、午後1時まで会議を休憩といたします。――はい、どうぞ。

○生活環境部長（柳 博之君） 今ちょっと担当のほうから報告がありましたけども、スケルトンバケットは使っていないというふうに私申し上げましたけども、がれきの分類等々にスケルトンバケットは使っておったということでございますので、よろしく願います。

○議長（行重 延昭君） 午後1時まで休憩といたします。

午後0時1分 休憩

午後1時1分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 私の先ほどの発言の中に不穏当な _____ という発言がございましたので、この項を取り消させていただきます。

○議長（行重 延昭君） 引き続き、行政報告についての質問がありましたら、どうぞ。

22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 71日間の業務のおくれが生じたというデータを今プリントでいただきましたけれども、2回以上分別した土砂が1万1,500立方メートルあるということで、それを作業効率、分別能力で割った数字が出ておりますけども、機械の作業能力が半分程度に低下したという話は、初めてこの文書で見ると中身ですけども、これは、50%に低下したというのは、どういうふうにして調べられたんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 50%の根拠というのは非常に難しいところがありますけども、実際の現場を見た職員からですが、一応、粘性の高い土砂を振動スクリーンの上へ置きます。そうすると、まだ残った分がありますので、振動スクリーンの上の、一番上の網を機械で持ち上げて、どんと落としていくと。普通なら泥を入れるたびに、1回ごとに、入れるたびに土砂は網の下へいくんですけども、泥を置いた後、もう一回持ち上げて、どん、で、また泥を入れるということで、効率が、倍以上かかっておるといところ

から、一応50というのを設定したようでございます。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） こういうことが、例えば4月の時点でわかっておれば、これについてやはり、ただ早く急いでくれだとか、きちっとやってくれということだけでなく、作業方法そのものについてもやはり、業者に対して市のほうで、すぐ目の前の作業現場でやっておって、毎日、それこそわかるわけですから、その辺についてどういような働きかけをされたのか。先ほどの話だと、とにかく早くやってくれだとか、何かそのような話だけだったと思うのですが、この辺についてはどういことでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 実際、効果的な手法というのがわからなかったもので、一応、現状を頑張ってもら以外にないということのようでございます。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） しかし、先ほど土木建設部長が、工期の日数で、分別に約155日ぐらいの計算だというふうに言われましたけれども、その中の分別で、全体を分別するのに155日ですよ。

ところが、5万立米の中の約3万がクリーンセンターあるいは浄化センターの近くにあって、残り2万が港に近いほうにあるわけですよ。そうすると6割を処理するのに、言ってみれば、当初の155日を使い切るような形で、残りのものについてはまだほとんど手がついてないという形ですよ。

それで、71日、それにかかるという形になると、要するに、5分の3だから、6割をするのにほとんど日数を使い切ってしまうと、後、そうすると、この71日と、それから10何日ですか、18日の合わせて89日、89日を延ばすという形で、残りの処理ができるという、この辺の計算はできるわけでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 大変厳しい数字かもしれませんが、担当によりますと、どうにかできるのではないかと、大変厳しい数字というのは認識しております。今までのことでもありますので。先日、私、朝7時過ぎに行きましたら、もう出てダンプに積んでいらっしゃる方もいらっしゃいましたし、従業員の方、みんなまじめにやっていたら。一日も早くしようという意気込みは感じられました。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） それで今、当初業者さんのほうは3月18日ですか、3月18日というふうになっているけれども、それを市のほうは1カ月短縮して2月18日とい

う形にしていますが。そういう意味で1カ月間の分は業者の責任分だということなのかもしれませんが、そういう形になると、残りの土質の問題は今のところ大丈夫だろうというように思われているんでしょうけれども。

そういう形で、これがまた再延長されるような形になれば、例えば先ほど午前中に議論がありました損害賠償だとか、今はそれを考えてないのかもしれませんが、そういうことは今後について考えるということはあるわけでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 業者の責めに帰すべきものであれば、遅延賠償の対象になるというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 今のお話の続き、今後のことですが、残りの土砂を11月1日以降ですかね、処分しなければならぬ土砂はどのぐらい残るといふふうに、今、想定されているのか。

それから、11月1日から2月18日までに、雨は、今度は何日降ると、今、想定されているのか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 土砂につきましては、あと、協和の用地が約1万6,000ぐらいありますけれども、かなり、そのうち運んでもう処分しているものがありますから、大分減っていると思います。

それとあと、岩と木がまだ分けられてない分がありますので、これも分ける必要があるかと思いますが。雨につきましては、今から梅雨の時期ではないので少ないと思いますが、その辺の想定はないのですが。いずれにしましても、業者が言われた3月18日じゃなくて、うちのほうの理論値ではありますが、積算して2月18日にしたということで、それに向けて全力投球をしていただくということに尽きるものでございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 話はちょっと変わっていて、いいですか、この、あなた方はじき出した理論値というのは、何ぼ雨で損したかと、業者がね。それから、何日ほど、粘質が高かったせいで余計にかかったかということをおなた方が計算したんであって、残りの土砂が何ぼかということは計算しちよっちゃんいんですよね。それか、それは全くしてない、今、私が聞いたのは何ぼ残っちゃって、雨は何日で計算して、2月18日までにできるんかどうかということをお聞きするんですよ。

それ、今から変更契約するんなら、そこにできんにゃ、そりゃ契約としておかしいんで

すから。だから、業者が何日無駄に費やしたかというのと別の問題になっちゃうわけですよ、何日の契約にするかというのは。契約を変更する時点です。だから、それはどういう計算になっちゃうかと。何ぼの土砂を処理して、それを例えば何ぼ今から、1日何ぼの計算になって、何日間で処理すると。あと、残りの何日間は後片づけの日にかかると、それをどんな計算をしちゃったんですかと聞きよるんです。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 今、申し上げましたように、土砂は1万7,000のうち一部が残っておるということで、要は残りの期間の積み上げというのをしたわけですから、その中で残りの事業をやっていただくということで、この期間延長の積み上げというのは、確かに残事業からはじき出す必要もありませんが、一応、天候の影響、あるいは不可抗力等々によるということが1番、2番ということでございますので、そちらのほうで期間を計算したものでございます。

伊藤議員おっしゃるように、残事業、確かに計算すれば、いろんな数値が出ようかと思えます。いずれにしましても、その残事業を完全にクリアするような状況に持ってもらうということで全力投球をしていただくということでございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 契約に対する考え方が、そもそもおかしいんですよ、あなた方。で、同じ間違いをまた繰り返そうとしちゃうんですよ。そう思いませんか。失敗だったわけでしょう。市にも落ち度があったと認めるから、契約を延ばすんでしょう。じゃあ、今度は延びんでええような契約にするのが当たり前じゃないですか。その考え、全く、今、聞いとつたらないじゃないですか。そうでしょう。市の責任によるところもあると、勉強会で言うちゃったですよ。じゃから、その分延ばすんだと。それは市が20日と見積もっちゃったところに責任があるんだと言うちゃったですね。

それで、まじめにやってらっしゃいます、一生懸命やってらっしゃいますと、これ、当たり前のことなんですよ。だれも業者がまじめにやってないんじゃないかなんて、一言も言っていないわけですよ。そんな話を問題にしているんじゃないかと、まじめに一生懸命やるのは当たり前で、これまでもきつとやってこられた。それでも契約に届かんかった。これからは当然まじめに一生懸命やられるじゃろうけど、それで本当に、この契約で終わるんですかということを言いよるんですよ。また延ばすことになりやせんですかと。そのことを言いよるんですが。じゃ、全く、終わるといって今、我々に納得させる数字的な根拠はないわけですね。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 業務委託ですから、最初、申しあげましたけども、この土砂を分別してもらうというような契約が業務委託ということになるわけですけども、確かに残事業からはじくという方法もありましょうし、契約というのは双方が合意するというので契約が成立するところもございます。

今回、先ほどから申しあげておりますように、おくれた理由についてそれぞれ検証した結果、延びたと。業者さん、おっしゃることは認められませんよと。一応タイトな可能性もありますが、そこでお願いしますという、双方合意の契約という形になろうかと思いません。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） だからね、その委託という考え方で、双方合意の契約は、しょっぱなの契約はそうなんですよ。今、部長が言ってる理論なら、契約、延ばしちゃいけないのですよ。双方合意の上で、はなから契約されとるんですから。どねえな手を使っても、ダンプを倍に増やしてでも、契約内に終わらそうという努力を業者は見せんにゃいけないわけですよ。

今、この2月18日にする上での考え方と、最初にしたときの考え方と、契約に対して説明が全く違うじゃないですか。今、言っちゃった考え方やったら、もう契約なんか延ばしちゃだめなんですよ。違いますか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） ですから、先ほど来申しあげておりますが、おっしゃることもよくわかりますが、契約の期間を決めるに当たっては、業者とよく協議して、契約期間を決めたということの中で、一方的に業者だけの責に負わずのはいかがなものかということで、延びたと。あくまで不可抗力であった部分があるということを認めたということでございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 何点かちょっとお聞きしますが、運搬業務の——この件についてはどの程度、現状で進んでいるのか。お伺いします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 最新の情報では、一応、65%、進んでいるのはいかというふうに見ております。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 運搬業務に関して、65%、今、（発言する者あり）

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長、はっきり。生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） すみません、誤解しておりました。運搬につきましては今、協和のほうが1万6,000、7,000ある分が、3,000ぐらい今、終わっておるようでございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 最終的に、現場もこの間、視察させていただきましたけれど、分別した土砂、それと岩石、それと木材、それとか鉄、不燃物というような、処理して、目についたわけでありますが、これらについては大久保の第3工区へ持っていかれるという運搬というのは、これ、どうですかね。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 先ほど申し上げましたけども、今、クリーンセンターのところには、岩と木片が一緒になっておりますので、それを可燃、不燃に分けまして、可燃は焼却炉に入れますし、岩については、また大久保へ持って行くようになろうかと思えます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 先ほど、協和が所有する土地に1,600立米のうちの3,000立米ですか、これは今、処理するために移動が、今されているんだろうということでありましたが、いわば全体の要するに処理したものを運搬していくことがこれから残るわけでありまして、これについて今、先ほどダンプが12トン、まだ、10トンという台数もかなり少ない台数ではありますが、こういった、今後、運搬業務が委託契約の中に入っているわけであろうかと思いますが、これについては実際、今、どの程度運搬に関することに関して処理がされているのか、お伺いします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） クリーンセンター隣で分別しております土砂、分別した後のきれいな土砂につきましては、PFIのほうで使用していただくということで、基本的には運ばないということになっております。今から大きな運搬は、協和発酵用地から運んで、大久保で処理をすると、そういう運搬等が残っております。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 岩石については、岩石、石、岩、これについてはどうされるんですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 先ほど申し上げましたように、分別した後に大久保へ運びます、その分についてはですね。今、処理しております近くに持って行くようになり

ます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 先般、現地を視察させてもらいましたが、岩石もかなりの量であろうかと、私もこの目で確かめておりますけれども、土砂の運搬より岩石の運搬、これ、大変だなと感じておるんですが、今後の、先ほど、7カ月半の委託契約が11カ月近く延長していく変更契約という議論ではありますが、こういった、今後、運搬計画に要する日数というの、不透明なところが先ほどのやりとりを聞いておまして、果たして、こういった運搬計画がはっきりできているのかなと、このように感じておるんですが。

この件について、今後、きちんと処理する場所に、大久保の第3工区へ仮置きするなら仮置きするという、そういう考え方のもとで、こういった岩石なんかも運搬がきちんとできるような計画というのは確認なりしてらっしゃるのか。この点についてはどうでしょう。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 確認と申し上げますか、先ほど来から申し上げますように、岩石と木片を分別しまして、大久保のほうへ岩も持っていくというふうな計画にはなっております。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） その運搬業務に関する、そういった業者からの、何日ごろからそうした業務に入り、延長されるということではありますが、本当に果たして、その期日に、そこまで完了できると部長が認識しておられるということでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） いろいろ考えるところはありますけれども、非常に先ほど申し上げましたように、タイトなスケジュールではないかとは思いますが、業者とそういう延長についての詰めの中で、どうにか頑張るといふようなところがありましたので、信じたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） この契約の最初から、業者ができるというたからできるんですと言うて契約しちよるんですよ。まだやるかね、それを。ちいとは反省しちゃったらどうですか。全く同じやり方を、もう一回やるというんですか。ちょっと、その姿勢を。

市長はどう思われますか、これ。ずっと知らん顔して聞いてちよってですけど。どう思われますか、この契約のやり方について。お考えをお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 話せば随分と長い時間が必要でございますが、行政報告、短い

文章の中に万感の思いを込めて記載をいたしております。そのあたりのやりとりにつきましては、議員の皆様方には勉強会あるいは本日の本会議、あるいはまた、個別な、別な時間帯等々で御説明をしっかりとさせていただいていると私は思っております。

まず、申し上げねばならないことは、今まで我が市が経験したことの無い大災害に見舞われたという現実でございます。

そして2点目が、その処理をめぐって、復旧をめぐって、これまた今まで一度も経験したことの無い状況に立ち至ったわけでございます。そして、年度末を控えていく中において、さまざまな制約がある、そういう状況の中で、県の山口県御当局の当事者との信頼関係を構築しながら、きちっといろんなことを進めていくわけでございます。これもまた県の御当局におかれても未経験のことであり、我々にとっても未経験のことでもあります。それを試行錯誤を繰り返しながら、いろいろなことを処理をしてきて今日に至っているわけでありまして。

議員の皆様方から見ますれば、後で気がつけば、こうではなかったか、ああいうこともできたではないか、こういうことではないかというように、さまざまなお気づきをされることは、これまた当然のことであろうと私は思っております、したがって、知らん顔して聞いておったわけでは全くございません。お取り消しを願いたいと思います。

私はこの件につきましては、皆様方と同じように、いや、皆様方以上に腐心の日々を過ごしてきたわけでございますが、私どもの執行部の職員も、不眠不休の中で、未経験の部分を一生懸命模索しながら働いて、今日の結論を見出してきているわけでありまして、議員の皆様方は何とぞその辺は御理解を賜って、そして、これまた未経験のことでございますので、今からまた何ごとが起こるやらわかりませんが、とりあえずおくれがそれだけ出てきておる、あと3分の1ほど、大まかに言えば片づけねばならない。それをもう89日ほど時間を業者に与えてやってほしいと、こういう形の行政報告でございますので、これは、どうか皆様方におかれまして、その辺を深く御理解をいただきたい。私はそのように思っておりますし、執行部の答弁あるいは生活環境部長の答弁等々にも、いろいろお気づきがあるかと思えますけれども、これまた未経験のことを、この4月1日から彼は対峙してやっているわけでありまして、どうかその辺は御理解をいただきたい。このように感じているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 後から気づいて、ああじゃないか、こうじゃないかと言いはるわけじゃないんですよ。3月の時点から我々おかしいって言いはるんですよ。3月の時点で運搬業務が別に契約できるでしょと。そのほうが早いんじゃないかと言ったにもかか

ならず、出会い帳場だと、一緒にしたほうが安くなる。結果、私は、随契でやったわけですから高くなったに違いないと思ってますけども、他の理由をつけて、それを突っぱねたと。結果、我々が危惧したとおりになったということなんですよ。しかも出会い帳場になるなんていうのは、全くのうそだった。出会い帳場にもなってないわけですよ、現実には。

本当に、で、今、市長の答弁から全く反省が聞かれなかったわけですが、あれから何カ月もたったんだから、最初の契約のやり方がまずかったんならば、今度、今、変更契約をしようというんならば、その反省を生かすべきだと私は思いますが、間違っていないと、しようがなかったということなんですから、反省もしないんでしょうけども。

どうせ変更契約するんならですよ、今、残っている運搬は別の業者と契約するという方法は考えられないですか、そのほうが早いんじゃないですか。今、非常にタイトなスケジュールで、2月18日までいくんだと。これ、下手したら年度を越すことだってあるんじゃないかと、私たちは心配しているんですよ。

ならば、ダンプが3台しかないというような状況であれば、分割して、運搬は別の業者に何社かに頼んでやれば、あっという間に、少なくとも運搬で済むところは終わってしまうんじゃないか。このような契約というのは、今から変更できないですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 一たん契約したものを、また減額してというのは、なかなか理解が難しいのではないかとこのように思います。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） ちょっと二、三点またお伺いしますが。今、1時に、この机の上に配られておったものは、いつつくられた資料か、まず1点、お尋ねしたいと思います。

そして、ここで2回以上分別した土砂量は1万1,500立米とありますが、数量は業者データということですが、業者なら1万1,500立米は2度、3度、分別したと、こういうふうに解釈するのかなと思います。その1万1,500立米の裏づけはどういうふうにとられたかどうか、2点目がそれです。

3点目、私は人員のおくれが1点あって、それは認められないと、こういうことでありましたが、それは業者からの申し出は、人員のおくれによる延長は、計算式上は1カ月になるんですが、1カ月のおくれの申し出があったのかどうかをまずお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） この資料はいつつくられたかというのと、延長申請が出てからだということです。

それと、この裏づけということでございますが、先ほども申し上げましたが、2回以上

やったというところについては、実はいろんな所で粘性の高かったというのが、いろんな所というか、クリーンセンターに置いている土砂、あるいは浄化センターの土砂、いろんな所であったんですが、クリーンセンターの東側、すぐ隣に――クリーンセンターのB箇所になりますが、石灰をまいたという所がございます。ここはかなり粘性が高かったというふうに聞いております。ここと、そして浄化センターの一番東側にあったC、この2カ所の土砂量が1万7,000立米ございました。ここの土砂を、2回も3回もやったという所でございます。場所的にもそれ以外にも2回も3回もやったというところで、当方で把握しているより少なめの数字が出てきたということで、これはある程度信用できるのではないかとということで、この数字を使ったところでございます。

それと、人員につきましては、これは別に1カ月というのが出たわけではございませんで、私どもの不可抗力の分等々の計算に基づくものでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） まず1点目、いつつくったのかということですが、これ、計算したときということですが、私も、会計検査、何度も受けてから経験しとるんですが、午前中に出された資料は穴があいとるんですよ。だから、とじ込みの中から抜き出しちよるんですよ。ところが、これは穴があいてないんです、実は。だけど、こういうものというのは普通一緒にとじるんですよ、うん。穴があいてないということは、別のところでつくれたということですよ、はっきり言って。指摘をしておきます。

2点目、1万7,000立米は、当初自分たちが想定したより少なめだから採用したと、こういうことですが、じゃあ市当局はどういう計算式、計算方法を教えてもらって、それが何立米になって1万7,000よりは多かったというのか、お尋ねをいたしたい。

3点目は、要するに人員が少なかっておくれたと、彼らは認めているんですよ、認めているんですよ。それを今から、だから、本来遅延の損害金を取るべきだと、私は主張しましたが、ぜひこれは取っていただきたいし、取ってなかったら、監査委員さんにも、ぜひそういうことは監査の指摘をしていただきたいと思いますが、今からそのおくれは認めないと、3月18日まで延ばしてくれというのは、いや認めないと、2月18日ですよと言った。2月18日までに終わるとするならば、今から先、極端な言い方をしたら倍の仕事をせんにゃ2月18日には終わらんのですよ。

ところが、ダンプカーは3台、自走式スクリーンはいまだもって2台。人を雇うたってね、今度は機械がないの。結局、今、予測しておきますが、下手をしたら、今、伊藤議員もおっしゃいましたけれども、また再延長になりますよ。だって人を雇うたって、処理で

きんでしょう。リヤカーで運ぶんですか、大久保に。そういう話になるんですよ。あるいは自走式スクリーンをよそから借りてくることはできませんわね。自前でやらなければいけない。あるいは下請けに出すこともできませんよ、廃掃法からいうと。

結局ね、無理なことなんですよ、うん。また今度、多分、雪が多かったとか、雨が降ったとか、やっぱり協和発酵の土地も、県有地の土地も粘性が高かったということが出てくるような可能性が非常に高いですね。それを認めなかったときに業者はどう言いましたか。わかりました、2月18日までにやりましょうと。そうすると、あしたからの仕事は今までの仕事の倍やらんにゃ追いつきませんわね、一月分を取り返さんにはいけんのやから。――でしょ。

今のままでいけば3月18日までかかりますけど、2月18日に終えてくださいと言っとるわけ、変更契約は。そうすると、2月19日から3月18日までの仕事を11月2日から2月18日までの間に凝縮してやらんにゃいけんの。その中には正月もあるんですよ、年末年始の休みも。そうすると仕事量を倍にせんにはいけん。その倍で何をしますか、人を雇うても。そこの辺を業者はどういうふうに言っとるか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 私、業者から直接聞いてないんですが、今、聞きますと、おっしゃるように人がなかなか集まらないというのがありますので、その辺は企業努力されると思います。倍になるのかどうかわかりませんが、一応、もう再延長はどんなことがあってもやってもらったら困るわけですから、私どもも。それは目いっぱい、いろんな工夫をされていくのではないかというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 1万7,000立米が必ずしも多くはないという数字の根拠は、1万7,000立米から計算した結果、1万1,500立米という、業者が出した数量は高くないと、多くはないということで承認したということでしたが、その計算式をどうどうどう言ってください。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） まず1万7,000を1回やって、そのうち半分はなかなか粘性が高いというふうに見ます。それが8,500になりますけども、その半分、2回も3回もということが事実のようですから、その8,500の半分が最後の3回目になるということで、8,500と4,250を足しますと1万2,750になるということで、業者が言った1万1,500立米は過大な数字ではないというふうに見ておるものでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） そういう計算式を出されると、また聞きたくなるんですけども、半分が8,500立米で、それは2回やらざるを得なかった。また、その半分はもう一回、3遍やらなきゃならなかったって、その根拠はどこから出されましたか。その8,500立米なり4,250立米というのは。理論値ですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 状況を見ておって、何回もさっきも言いましたように、バックホーで1回やるたびに、上のふるいをがたと落とすというようなことがあって、2回も3回もかけてやったというのも事実でございますので、そういった状況を勘案してのことでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 何か毎日、毎日、そこに職員が1人ついて見ておったような感じの答弁がありました。現場には常に職員が現場監督というか、そこには出ておったんかどうかだけお尋ねして、質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 現場がクリーンセンター隣ですので、毎日出て、見ておりました。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 次に、違法確認請求・損害賠償等請求住民訴訟事件についての質疑がありましたら、どうぞ。――ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 次に3項目、日本たばこ産業株式会社の防府工場が廃止されることについて御質問がありますか。25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 市のほうで――私も昨日まで教育民生委員会の視察に出ておりました。夕方、防府に着いて市役所まで歩いて帰って、車のエンジンをかけたらこのニュースが流れてきて、たまげたと、このような状況なんです。市としてこのことについて情報を得られたのは、いつなのか。

それから、ことし1月から、だから、話によりますと市長はあちこちの会社によろ行かれたということ、あちこちの会社の方から聞かれるわけですが、たばこ産業には行かれたのかどうか。そのときにはこういったお話というのはあったのかどうか。市長からはどのようなお話をたばこ産業さんのほうにされたのか。教えてください。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） まず、私からお答えいたしますが、私的に話を聞いたのは、昨日、市長室を訪ねて来られたときが最初でございます。

それから、選挙の後援会活動の期間中にあちこち行っとなると、こういうことでございますが、たばこ産業防府工場のほうへは上がっておりません。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 選挙とか、後援会活動とか、一言も言ってないと思うんですけど、1月ぐらいからたくさん企業に行かれたということを多くの企業からお聞きしたということだけでしたので、それは市長の名誉のためにも言っていません。

それから、たばこ産業さんとか、こういった防府の発展を引っ張ってこられた企業であり、防府の中の有数の会社で、一つのシンボリックな会社であったわけですが、こういったところに普段から情報を得たりとか、こういった仕事というのは市長じゃなくても部下の方、職員の方、どなたかやってらっしゃらないんですか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 防府市では、官公庁等連絡協議会と申します会を2カ月に1回、開催をいたしております。折々に官公庁等連絡協議会で御講話をいただいたり、これは順番でいっておりますから、おおむね10回に1回ぐらいの確率で当たってきますので、1年半に1回ぐらいのペースになるわけでございますが、各企業からのいろいろなお話を承る機会を持っております。

そのほか、後ほど担当部長が答弁いたすかと思いますが、企業誘致等々で会社訪問を頻繁に繰り返しておりますので、そこら辺の情報は担当部長から答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 企業の担当部署といたしましては、総務部の企画政策課の中に企業立地推進室を設けております。そして、そこで毎年、企業訪問を行いながら情報収集、あるいはまた奨励制度の説明等々も行っております。JTさんのほうにも毎年度お伺いした中で、情報交換に努めております。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） じゃ、その情報交換、情報収集の結果ですが、廃止という方向がどうもあるらしいと、このような情報は得られておったんでしょうか。もし、おられたのであれば、それに対してどのような手を打たれたのか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 私のほうでは企業訪問に際して、そういったお話がJTさんのほうからあったという報告は受けておりません。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 今、伊藤議員と重複する部分があるんですが、私もお尋ねしたかったのは、この情報が、市のほうにある程度事前におわかりになってたのかなという気がしたから質問しようと思ってたわけでございます。今、部長が答弁されたように、たびたび会社訪問をしてると。それで私も、一般質問で事業所の誘致、働く場の確保ということで、企業誘致は大変なことですよということで質問させてもらっております。

そのときに、市の中にも情報収集の担当者あるいはその情報を得たら、それを分析する担当者、こういうところをつくっちゃどうかという提案もさせていただいたことがあるわけですが、このJTがいずれなくなるであろうということについては、私どものほうにも、うわさとして結構流れてきてたわけでございます。そういうのを早くつかむべきじゃなかったかなというふうな感じがしております。こういうことを申し述べて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 3点ほどありましたけど、少し協議をしたいので、暫時休憩をお願いしたいと思います。暫時休憩をよろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩をいたします。

午後1時48分 休憩

午後2時 1分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

以上で、市長の行政報告を終わります。

決議第2号災害土砂分別・運搬業務委託契約の厳正な遵守を求める決議（追加）

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） ここで動議を提出させていただきたいと思います。中身は、先ほどから議論されております災害土砂分別・運搬業務委託契約に関しまして、市当局のこれまでの説明がとても納得できるものでなく、また工期を延長する正当な理由とも受け取れません。したがって、ここで災害土砂分別・運搬業務委託契約の厳正な遵守を求める決議案を提出させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） ただいま 14 番、木村議員から災害土砂分別・運搬業務委託契約の厳正な遵守を求めるという決議案の動議が提出されましたが、所定の賛成議員はおありでしょうか。賛成の方は御起立お願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。お諮りをいたします。この際本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで議会運営委員会を開催するため、暫時休憩といたします。議会運営委員会の皆様方、大変申しわけございませんが、第 1 委員会室に御参集ください。

午後 2 時 3 分 休憩

午後 2 時 10 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。ただいま開催されました議会運営委員会におきまして、先ほど提出されました動議については直ちに議題とした旨の協議がなされましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

決議第 2 号災害土砂分別・運搬業務委託契約の厳正な遵守を求める決議を議題といたします。

ここで決議案配付のため、暫時休憩といたします。事務局。

午後 2 時 10 分 休憩

午後 2 時 12 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。14 番、木村議員。

○14 番（木村 一彦君） それでは案文を読み上げて提案理由にかえさせていただきたいと思います。読み上げます。

災害土砂分別・運搬業務委託契約の厳正な遵守を求める決議。

市は、平成 22 年 3 月 12 日に株式会社維新との間に結んだ災害土砂分別・運搬業務委

託契約の委託期間を大幅に延長する変更契約を行おうとしている。

当初の委託期間は平成22年3月12日から平成22年11月1日までの235日間であるが、変更予定期間は平成23年2月18日までの344日間に109日延長しようとするものであり、これは現委託期間の50%近い大幅な延長である。

市は、延長の理由として、1、ことしの4月から7月までの降雨日数が例年より多く、分別作業不能日数が当初予想を上回った。

2、当初、自走式（振動）スクリーンによる分別は1回で可能と考えていたが、仮置き土砂の土質が粘土性を多く含み、含水比も高かったため、実際には2回以上の分別が必要となったことを挙げている。

しかし、当初の契約は、当然予想されるこれらの不確定要素を含んだものであり、また、委託期間についても市が一方的に決めたわけではなく、受託業者も了解の上で契約されている。

したがって、降雨日数や土質についての特段の取り決めがない限り、これを理由とする契約の延長は認められるものではなく、受託者は保有のスケルトンバケットやトロンメル等も使用するなど、委託期間を遵守するための努力をすべきであり、また、日量10ミリメートル以上の降雨量を記録した日は、8月は1日、9月は2日、10月も今日まで2日と、その後の天候には恵まれている。

また、築港野島棧橋西側協和発酵マテリアル用地に仮置きされている土砂は、市一般廃棄物最終処分場3期埋立地に運搬し、分別することとなっているが、延長理由に挙げている天候や土質には全く影響を受けないにもかかわらず、今日現在も大半が運搬されていない。

ちなみに、当初の協和発酵マテリアルからの借用期限は、平成22年8月23日であった。

以上のことから、遅延した最大の理由は作業員不足によるものと推測される。さらに、市が提示した降雨日数や土質による延長日数の積算根拠も極めて不明瞭である。よって、市は左記のように対処すること。

1、市は、株式会社維新から提出された業務延長申請を認めるべきではないこと。

2、市は、株式会社維新に対して、契約や財務規則の厳正な遵守を求めること。

以上、決議する。平成22年10月29日、防府市議会。

以上であります。

○議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 26番、田中敏靖議員。

○26番（田中 敏靖君） ちょっとここで、急にこれをいただいたもんですから、検討の時間をいただきたいと思いますので、御意見申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 26番、田中敏靖議員から、今の求める決議案について、今、目を通しただけであるということで、検討を要する時間が欲しいということでございます。暫時休憩をいたします。

午後2時16分 休憩

午後2時29分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

本案に対する討論を求めます。討論。26番、田中敏靖議員。

○26番（田中 敏靖君） 私は、この決議に対しては反対の立場で討論させていただきます。その理由はなぜかと申しますと、こういう災害土砂の処理ということは大変難しい。その中で、今般、この最初の1と2という2つの問題がありますけれど、土木工事標準積算資料とかありますね。こういう土木工事に積算することがありますが、「（「工事じゃない」と呼ぶ者あり）工事じゃない」ということがありますけれど、そういう中で、標準的に見積もりする場合に、年間平均降雨量が何ぼであるという、こういうことで、工期日程というのは大体決める、このように思っております。そういう中で予測できない降雨量というのは、年々、いろいろ違うわけです。そういう場合に、後で精算するというのが土木であると思います。

次に、2番目の、土の中に見えないところにあるようなもの、これは当初、例えばサンプリングのボーリング等々やっておっても、土の中にあるようなものについては見ることができない、発見することができない、そういうものについては後日、精算しようと、こういうふうなことがあると思います。

そういう中で、雨が多いから養生シートをかけようとか、こういうことがあるように思いますけれど、それはこの土木の積算については仮設工事というのは認められない、そういう状況の中で、もし、それを認めるとすれば、工事と言っちゃいけないんですが——この場合は工事と言わせていただきますが、そういう余分な費用を認めてやらなければならない。そういう中で、それは認めないで工事やってくれという状況、こういう中でやむ

を得ないという市の判断は私は妥当であると、このように思います。

災害は毎年起こってくるかも知れませんが、このような問題は、一つは多くの原因は廃掃法の誤りではないか、解釈の誤りである。要するに自分の持ち物ですべて進行しなければならないという状況になりますと、大きな工事があった場合に、機械をすべて自前でやるということになると、翌年度にそういうことはできない。そうすると、土木工事という、こういうものはほとんどできなくなる。だから、通常の工事についてはやむを得ないというふうに解釈しておりますので、工期延長については容認すべきだということで、この決議については反対させていただきます。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員。

○18番（今津 誠一君） 議会から監査委員として出ております。この件について、私は、ここでどちらかの明確な判断をすることは、今後の立場として好ましくないのではないかと思いますので、この件については退席をさせていただきます。

〔18番 今津 誠一君 退席〕

○議長（行重 延昭君） 進行します。

討論を終結して、お諮りいたします。本件については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

決議第2号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。起立多数により決議第2号につきましては、原案のとおり可決されました。

報告第25号専決処分の報告について

報告第26号専決処分の報告について

報告第27号専決処分の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第25号から報告第27号までの3議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第25号から報告第27号までの専決処分の報告について、一括して御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、平成22年8月17日、午前10時6分ごろ、財団法人防府市公営施設管理公社職員が、公園用務のため運転許可を受けた市所有車両で作業場所へ移動中、佐波二丁目1515番7において、車両を方向転換するため後進した際、後方を通過しようとした相手車両に接触させ、当該車両の運転者と同乗者が負傷し、当該車両を損傷させたものでございます。

負傷された方の治療と車両の修理が終了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

なお、外郭団体職員の交通事故防止につきましては、所管部局を通じて平素から徹底を図っておりますが、今後一層安全運転に努めるよう指導し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第25号、報告第26号及び報告第27号を終わります。

議案第83号平成22年度防府市一般会計補正予算（第7号）

○議長（行重 延昭君） 議案第83号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第83号平成22年度防府市一般会計補正予算（第7号）について、提案の主旨を申し上げます。

最初に6月議会において、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第14号にて報告いたしております中の農業施設災害復旧費として、平成21年7月21日の豪雨災害により被災いたしました玉泉ため池外7カ所の農業用施設災害復旧工事費と田の口農地外11カ所の農地災害復旧工事費を合わせて6億768万6,300円を御承認いただきまして、地元と調整しながら、鋭意、災害復旧工事を進めてまいりました。

しかし、災害復旧工事が進むにつれまして、当初設計時に確認されなかった廃棄物が土砂の中に混入していることが判明いたしました。このままでは国土交通省の「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土砂対応マニュアル」に沿った本市の廃棄物を分別する基準として40ミリ以上の規定により、土砂の搬入先であります最終処分場の第3工区へ搬入するためには、土砂と流木等の廃棄物の分別が必要となったものであります。

また、分別が必要とされる混入土砂量といたしましては、玉泉ため池の約3万3,800立方メートルをはじめ、田の口農地外13工事箇所、合わせて6万7,000立方メートルとなる見込みでございます。これらの混入土砂をどこで、どのように処理するかを庁内で検討してまいりました結果、廃棄物処理施設の設置許可が必要でなく分別が可能であり、復旧工事の早期完成をするためには、災害復旧工事として災害復旧現場で処理することとなったわけでございます。

この土砂分別処理等に関わる経費につきましては、先ほど御説明いたしました6月議会において御承認いただいております繰越明許費予算内で対応することができないわけございまして、また、地方自治法施行令第148条の規定により「予算の補正は年度を超えて行えない」ことから、補正することもできないわけであります。

さらに、補助採択を受けましたすべての災害復旧工事を年度内に完了しなければ、災害復旧補助金が受けられないことから、臨時議会の開催をお願いし、補正予算として計上させていただいた次第でございます。

では、お手元に配付いたしております議案第83号により御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,544万9,000円を追加し、補正後の予算総額を381億6,088万円といたしております。

第2条の地方債の補正につきましては、4ページの2表にお示しいたしておりますように、災害復旧事業にかかわる地方債の発行限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりまして、順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、すべて過年災害復旧工事にかかわります分担金、県補助金及び市債を計上いたしております。

6ページ上段の13款分担金及び負担金1項分担金の2目災害復旧費分担金につきましては、繰越明許しております農地の災害復旧工事にかかわる分担金を計上いたしております。

同ページ下段の16款県支出金2項県補助金の9目災害復旧費補助金につきましては、過年補助災、いわゆるせごし分でございますが――にかかわる農業施設災害復旧費補助金を計上いたしております。

歳入の最後になりますが、8ページの22款市債1項市債7目災害復旧債の1節農林水産業施設災害復旧債につきましては、過年補助災にかかわる農業施設災害復旧費補助金が追加交付されましたことによりまして、それに対応して災害復旧災の追加分を計上いたしております。

歳出につきましては、10ページの11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費の1目農業施設災害復旧費につきましては、玉泉ため池外14カ所の農業用施設及び農地にかかわる土砂分別工事費等の1億6,000万円を計上いたしております。また、同ページの補正額の財源内訳のとおり、すべて一般財源となっております。

以上、収支をいたしまして、補正後の予備費を3億7,727万9,000円といたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 私の住んでいる地区、すぐそばにもいまだに土砂が山のように積まれておる箇所が何か所もあるわけです。積まれて山になった後、何にもしないというような状況が、もうかなりの日数、続いてきたと思うんですが、今になって補正ということではありますが。

つまり分別しなければならぬということがわかってきた、いろんなものが入っていると、混入しているということがわかって、分別しなければならぬということがわかってきたのは、いつのことだったのか。なぜ今このような、この時期にまで、あれをずっと置きっぱなしにして、今になって分別しなければならなかったんですというようなことを言い出したのかということをお聞かせ願いたいということが1点。

それから、築港にある協和発酵マテリアルの用地をお借りして置いてあるもの、それから県有地に置いていたものについて、現地で当初処理するという方針が示されていたわけです。3月議会では少なくとも我々はそのように聞いた。しかしながら、後日、また百条の調査の中で、そうではなくて、これを大久保に運んで、そこで分別処理するというふうな方針が変わったということの後でまた知ったわけですが、その変わった理由は近隣に対する騒音であるとか、土ぼこりで御迷惑をかけるということで、業者から申し入れがあったと言ったのかな。とにかく、それが理由で変えたんですという答弁をいただいております。

どなたも想像していただければわかるんですが、あの築港というのはほとんど民家なんかないところでありますし、少しぐらいの音が立っても、また土ぼこりが立っても、そんなに御迷惑を周りにおかけするようなところじゃないというふうに感じておるんですが、それに対し、私が住んでる奈美地区、すぐ、私の家からも見えますが、十七の地区や真尾、こういったところは本当にすぐそばに住居があるわけですね。ここで、現地で処理をするということが、近隣に対して騒音や土ぼこり、こういったことの迷惑をかけることにはならないのか。

築港にあるところで、なぜ迷惑になると判断して、あそこでは迷惑にならないと判断し

てるのか、その点について、まずはお答えください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えいたします。

まず、最初の御質問でございますけども、当初、災害直後に調査をしましたところ、ほとんど流木が混入していないという判断のもと工事に着手いたしました。その後、時期としては、5月の中旬から7月の初旬、これにかけまして撤去工事を始めておったところ、流木が混入しているのがわかったところであります。そのため、市で定めております40ミリ以下にしないと有効利用しないという市の見解のもと、これをどうしても分別をする必要があるということ判断いたしました。

それで、実際に搬入場所でございますけども、分別をするためには、現地から災害土砂を第3工区に搬入して分別する方法がございます。もう一つにつきましては、現地で分別し、第3工区へ搬入するという2つの方法がありますが、現地で分別をしまして、第3工区へ搬入するほうが廃棄物の設置許可も必要がなく、現在の請負業者により分別が可能であるということが1点。そして、分別のスペースが容易に確保できるということが1点。そして、契約変更によりまして早期完成が見込まれるということで、早期完成のためには現地で分別をいたしまして、第3工区へ搬入する方が一番早いということの結論を出した次第でございます。

以上でございます。（「騒音や土ぼこりの問題というのは」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 当初、協和マテリアル近くのほうに、私どもの災害土砂を搬入するということでございましたけども、（発言する者あり）

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後2時47分 休憩

午後2時51分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 先ほど伊藤議員のほうから、築港、協和発酵の用地については、現地では何もないのに大久保のほうへ持って行ったと、大久保のほうへ変えるという御指摘だったようですけども、確認しますと、一応、近隣の業者の方から、粉塵が舞うということで、そこでやってもらおうと、いろいろ商品に差しさわりのあるといったようなこと、あるいは三田尻の、野島の、あそこへ船着場もあったり、車もとめてあったり

ということで、あの周りにやはり粉塵が飛ぶということの理由で大久保のほうへ行ったというふうになったようです。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 現地での分別につきましては、仮設的なシートまたはブルーシートなどで対応しまして、なるべく騒音の出ないように対応したいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 両方の答弁ともいまいちで釈然とせんのですが、私が知る限りですよ、私、毎日、大体あのあたり通ってますんで、知る限り、二、三カ月あのまま置いてませんか。これは無理じゃねということで、今、上げてこられたようには思えんわけですよ。今の状態になってかなり長い月日が――私もいつからこの状態になっちゃうかというのを確認しちゃうわけじゃないですけども、印象としては、数カ月というような印象があるんですが、その点についてはいかがということ。

それと、先ほど副市長の御説明の中で、40センチ云々という説明があったんですが、これは何の規則のことをおっしゃっているのか、ちょっとよくわからないんですが、教えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） それではお答えをします。

まず、最初の御質問でございますけども、工事発注後に地元説明会を開催しました。そのときに、分担金などの説明を行った後に工事に着手をしまして、大久保第3工区へ各業者が土砂を搬入する予定としておりました。

しかしながら、掘削した土砂に廃棄物が混入していることが判明したことにより、この災害土砂の分別費の増額変更の必要が生じたため、請負業者と協議の上、現在、待ってもらっている状況でございます。（「どのぐらい待ってもらって」と呼ぶ者あり）3カ月か4カ月程度だと思っております。

次に、40ミリはどういう規則のほうにあるかということでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項には、「市は、一般廃棄物を処理する責務がある」とうたわれております。そのため一般廃棄物であります災害土砂を処理するためには、最終処分場第1工区への廃棄物の搬入につきましては、廃棄物ではない土砂を搬入できないため、市が定めた処理基準40ミリ以下に分別をしまして、第3工区に搬入するしかございません。

先ほど副市長の答弁であったんですけども、この40ミリ以下の根拠は、国土交通省、

建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアルの中で、40ミリ以下であれば有効利用できるということに準じて市のほうで決定したものでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 1点、ちょっと全部指摘しときますけども、三、四カ月業者さん待たせてるというのはこれめちゃくちゃですよ。その間に9月議会もあったんですよ。業者さんにも本当に申しわけないかわいそうなことしとるし、早く何とか、今シーズンは無理だったけども、何とか来シーズンは米をつくりたいと思うとって農家の方々、被災者の方々に対して、本当に失礼なことをしてるなということの一つ指摘しておきます。

それから、今おっしゃった40ミリ云々ということは、じゃあこの土砂は——ちょっといまいち意味がわからない。40以下にしてどうしたいんですか。まずは廃棄物なのか廃棄物じゃないのか。この土砂はじゃあ何なのかというところを、今あるあそこにたまっている土砂というのは、廃棄物なんですか、廃棄物じゃないんですか。で、その土砂を何に変えたいのか、それとも廃棄物、今のままにしたいのか。ちょっとこれをわかりやすく説明してください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 今回の災害土砂を一般廃棄物として認識をしております。

当初、現地の農地で災害土砂が流入しておりまして、このときはほとんど流木が搬入してなかったためにすぐさま集積をしまして、運搬すればいいだろうということで工事を進めておりましたが、撤去工事が始まるにつれまして、下から40ミリ以上の流木が混入していることがわかりました。そのため市の基準であります40ミリ、これに分別しなければ処理できないという判断のもとに、今回、変更補正をするものでございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。ええですか。まだ答弁ありますか。25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） すみません、私の理解が悪くて大変申しわけないんですが、先ほど私、国交省のガイドラインに従って40ミリ以下に分別したいというようにお聞きしたんですが、今、何か市の基準であるということなんですが、もしそれが市の基準であるのならば、市の基準というのはどこにある規則や条例なのかということをお教えいただきたい。お願いします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 回答がちょっと足らなくて申しわけございませんでし

た。

先ほど申し上げましたのは、国土交通省の建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアルの中で、国土交通省が、40ミリであれば十分有効利用できるという解釈をしております。それによりまして、条例や規則ではなしに、市で決裁をとって、市の今回の災害土砂の有効活用について定めたものです。

したがって、市の決裁で決めたものということでございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） では、今あそこにある土砂は、先ほど確認したけど、一般廃棄物なわけですから、この前お聞きしたところによると、土砂を有用物にすると、分けて有用物にしたところでその土砂の持って行き場というか、使い道は今、決まってないということだったんですよね。なら、1億6,000万円もかけずに、一般廃棄物なんですから、最終処分場に捨ててしまったらどうですかと思うんですけども、そうできないとか、そうしないのはなぜでしょう。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 最終処分場大久保の第1工区、最終処分地へ廃棄物を搬入してはどうかということですが、当施設につきましては、そもそも延命を図るために、廃棄物でない——土砂そのものは廃棄物でございませんので、廃棄物でない土砂や焼却施設に搬入すべき草や木、これは搬入できないものと、条例で決めております。

当該施設は地元中浦地域の皆さんの御理解と御協力のもとに、平成9年1月6日に供用開始いたしました。この施設は管理型といって、埋立地全面に遮水ゴムシートを張って、汚水が漏出ししない構造となっております。形状の安定している土砂の搬入を規制しているものでございます。

このように延命策を講じたおかげで、当初15年間で満杯になると言われ、平成23年でその使命を終えるところを、まだその10年先まで搬入可能な施設として守ってきております。

この施設に農地の土砂を分別しないまま搬入してはどうかとの御意見でございますが、当施設への年間搬入量は約1万立米でございます。農地の土砂、これは8万でしたか、8万立米ということは、8年分に相当して、8年分の施設を埋めてしまうということになるわけでございます。現在、市民に対しましても土砂、流木の搬入を厳しく規制して、施設の延命を図っております。木片混じりの大量の土砂を搬入することはいかがなものかというふうに思います。

このように、地元の皆さんの御協力を得ながらやっとできた念願の施設でございます。

先輩たちがその延命を守り続けてまいりました施設を簡単に埋めてしまってもいいものかというふうに思います。それよりもきちんと分別して、ごみであった土砂を資源に変え、公共工事等に活用して、建設そのものが大変難しいと言われております最終処分場を私たちが子々孫々まで守り続けていくことのほうが正論ではないかというふうに考えます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 今、言われたので、ちょっと誤解しそうになるんですが、1年分の土砂の8倍を入れたら、あたかも8年ぐらい寿命が縮むように聞こえますが、そうじゃないわけですよ。今回の土砂で、実際にあの第1工区は何年寿命が縮むのか、数字を教えてくださいということと、入れるべき物を入れずして延命を図ったところで、じゃあ何のためにつくったんだと、全部入れなきゃいいじゃんっていう話ですよ。もともと一般廃棄物を、困った一般廃棄物を処分する場所としてつくったわけですよ。たくさん出たときには、それ、たくさん捨てなきゃしょうがないわけですよ。それをやらずして延命図って、差し引きでどのぐらいのお金の差が出るのか、計算をされたのか、それを教えてくださいというのが2点目……。とりあえずその2点を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 議員がおっしゃいました8万立米なら8年分じゃないというふうな、その理屈がよくわからないんですけども、基本的に1年で1万立米を入れるところが8万立米予定外のが入れば、その分だけ一般の最終処分地へ持って入るごみのスペースが減ってくるということで、単純に8年分のスペースが埋まるということではおかしいのでしょうか。その辺がちょっとよくわかりませんが。

それと、計算につきましては、その辺は今後の建設等々もありますが、その辺は金額、わかりませんが、築堤、堰堤の値段ぐらいかもしれませんが、これにつきましてはいづれつくらんにゃあいけんわけで、一緒なわけですけども、金額的な問題よりも、さっき申しました、なかなか難しい施設を守っていくということが大事なというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 私が言いよるのは、土砂を1年1万立米入れると。1万立米入れたら1年の耐用年数が短く、使える年数が短くなるということにはならないですよ。それを言いよるんですよ。それが理屈がわからんみたいやからこれはしょうがないですけど、それを言いたかったんです。

それと、じゃあその土砂を分別して何かに使える有用物となった土砂、これはどうするのか。使い道が今のところないということですが、二度と草なんか生えんように、置いと

ったらまた草が生えるんですよ。また分別しなきゃいけない。こんなことにならんように何か手だてを打たれる、そういう予定ですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 今回、第3工区へ、もし搬入する土砂、これが搬入できましたら、この土地の利用につきましては市全体で協議するとともに、県とも積極的に協議をしていきたいというふうに思っております。

例えば平成5年の大災害で発生をいたしました土砂でございますけども、県営圃場整備事業に利用した実績がございます。

したがって、今、本年8月から、平成23年度実施予定の県営圃場整備事業の土砂について、現在、県と協議を重ねているところでございます。また、最終処分場の築堤、覆土の利用につきましても今度、クリーンセンターと協議をしてまいりたい。

ただ、現在、そしたら決まっているかということをおっしゃいますと、まだ現在確定はしてないんですけども、平成23年度に向けて、県と今協議をしているというのが状況でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） じゃあ、もしかしてきれいに分けてもまた決まらんかったらそこに草が生えるかもしれん。今度また分別、それ、して、使うものが決まったときには使わんにゃあいけんということになるということは、今、確認されたわけですね。

それと、今、県と圃場整備か何かに使えんじやろうかと協議をしているということでしたが、その圃場整備に使うのに分別が必要なんですか。今、それ持って行って、ぶち込むわけにはいかんわけですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） まず、現在の来年予定されているところへの搬入でございますけども、今現在、まだ事業概要も余り決まってない、事業規模も決まってないということで、現在すぐ搬入できるということは、まず無理だと思っております。

それと、そのまま搬入しないのかということでございますけども、一応、市の基準としまして、40ミリ以下にするという市の見解を示しております。

したがって、もし仮に23年度の圃場整備事業に利用できたといたしましても、40ミリ以下にしなければならないというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 今のやりとりを聞いてよくわからないのが、市がみずから

40ミリという見解をつくるがために1億6,000万円、お金がかかるわけですね。この見解を定めないといけない、そういう法的な縛りだとか、そういうものは何かあるんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。

法的縛り、法というものはございません。災害土砂は一般廃棄物であるという認識のもと廃掃法第4条第1項によりまして、市には一般廃棄物を処理する責務があるということでございます。

したがって、今クリーンセンターさんのほうから1工区には一般廃棄物を搬入できない、しないということの結論が出ておりますので、市といたしましては、40ミリという基準を新たにつくりまして、その処理をしたということでございます。ですから、法的な根拠はございません。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） それをつくられて40ミリをクリアすれば、それは有価物ということになるんかもしれませんが、その有価物かどうか、有価物であればそれはもう一般廃棄物ではないと思うんですよね、そもそも。一般廃棄物であるかどうかは、それが有用的に他の物に使われることができるかどうかという形になるわけで、そういう形でいけば、40ミリという例えば基準をつくって、それでふるいをかけても、実際に、例えば何か別の用途で使いたいというときには、いや30ミリの物が入っても使えないということであれば、そのときにはまた改めて分別をやり直さないといけないというようなことになるわけで、これはもう市の一般廃棄物については市に権限があるわけですから、みずから40ミリという基準をつくって、自分で自分の首を絞めてそれで1億6,000万円、お金がかかると、こういうばかげたことはやるべきではないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 先ほど部長のほうからは、今回の40ミリの基準として、いわゆる一般廃棄物は市の責任で処分をしなければならないということで、ある程度の基準が要るということでございますので、国交省のほうの基準に従ってつくったわけございまして、ただ——そういうことございまして、今回のその同じ平成21年度に出た土砂でございまして、クリーンセンターはいわゆる生活道路あるいは個人の宅地の中あたりから出た土砂でございます。また、同じ山から出た土砂がたまたま農地に入っただけでございますので、やはり同じ年度に出ました災害に対しましては同じような対応をするのが当

然ではなかろうかというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 40ミリというものは、要するに昨年決めたクリーンセンターの土砂と同じ扱いという形ですということ。そうするとその40ミリというものの、庁内で、その決裁といいますか、それはいつとられたのかということをもっとお聞きをしたいのと、それが一つです。

それから、国交省のそういうマニュアルですから、それは一つ、もう地方分権ですから国からは通達というものはなくなりました、10年前に。今は、通知という形で、そういうものはすべて一つの助言であります。助言でありますから、それは40ミリというのにこだわらなくて、例えば1メートルであっても問題はなかろうというふうに私は思うんですけれども、そういうことは別にして、じゃあ質問として、それをいつ庁内で決めたのか、それをちょっとお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 最初の質問についてお答えをします。

決裁を受けましたのが22年1月4日でございます。甲決裁により決裁を受けております。

それと、次の質問でございますけれども、一応、国交省、助言などで1メートルであってもということの御質問でございました。市としては国交省が40ミリ以下であれば土砂として有効利用できる、その大きさが40ミリということでございます。そのものに従って、最初の質問にありました22年1月4日付で決裁をとっているものであります。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） どうも納得がいかない答弁が続きますけれども、角度を変えて質問をいたします。

この議案参考資料の2ページに位置図が示してありますし、それから工事箇所が示してあります。それから、先ごろ説明会で配られたものについては、同じように1番から15番まで工事名なども示されておりますが、これを見ますと、工事箇所として、農地とそれからため池、それから水路、水路とため池と2つ一緒に書いてあるのもありますが、工事の現場として農地というものと、水路とため池があります。

それで、私が今、お示ししたいのは、これは昭和57年に建設工事から生ずる廃棄物の処理に対する指導の推進についてという文書が、この電話帳みたいな廃棄物処理法の解説の中にあるんですけれども、これを見ますと、廃棄物の種類はどんなものがあるかという問いに対して、いろいろ別表のような形で示されておりますが、その中に川・海・湖・沼

などを浚渫して生じたものについて、こういうふうに書いてあります。「浚渫土と呼ばれています。一般に法律は適用されません。下水道などを清掃して出てくる泥状の物は浚渫土ではなく汚泥ですから注意してください。」下水道の物は別にして、川・海・湖・沼などを浚渫して生じた物は浚渫土と呼ばれていて、一般に法律は適用されませんと。注意書きとして、「法律とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律のことです」と、こういうふうに書いてありますので、ため池などを浚渫して生じた物も浚渫土と呼ばれて法律は適用されないのではないか。だから、この中の農地については、言われるような形のことが言われるかもしれませんが、ため池についての物は一般廃棄物と言えるのか。私は、言えないんじゃないかと思うんですが、この通達によれば、これは浚渫土であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は適用されないと、こう思いますが、いかがでしょうか。

答弁できなければ暫時休憩してください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えします。市では、この、今回の流出した土砂を、21年の9月15日で行いましたか、ここに、今回の災害で発生した土砂は一般廃棄物であるというふうに決定をしております。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 環境省のこういった文書で、いわゆるこれは、浚渫土と扱っていいというふうに書いてあるわけですね。それをあえてなぜ廃棄物にして、やらなくてもいい分別をするわけですか。これはやはりちょっと、法律の解釈なり、そういうものが間違っているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 確認しますか。生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） さっき申し上げましたように、泥は廃棄物じゃないと、法の適用はないということの中で、この浚渫土もそういうふうに解釈するのではないかと。これが例えば、この浚渫土の中に木片が50センチ、60センチの木片があればやはり廃棄物として考えられるのじゃないかと。いや、だから、泥は廃棄物じゃないというのはあると思います。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） その中に木切れがあれば、それはあえて分別をしなくても、工事の途中で木切れを横へよければいい話で、浚渫土というのはそういうふうな形で扱えばいいわけですね。なぜそれをあえて廃棄物にして分別の経費を余分にかかるのか、ちょっとこれは納得できないんですけれども。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後 3 時 2 0 分 休憩

午後 3 時 2 2 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 農地の状況をつぶさに見たわけじゃありませんが、今、田中議員がおっしゃる、浚渫の合間に長い木切れをのければいいじゃないかと。確かに長い木切れがのいて泥だけになれば、廃棄物ではないと思います。

農地の関係については、浚渫する中で大小たくさんな木切れが入っておるわけで、災害土砂は一般廃棄物という定義というのは、これは決まっているようですが、その土砂の中に、今、田中議員がおっしゃったように、木切れがきれいに取り除かれればこれは廃棄物ではないというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） だから、ため池に来た物は、一般廃棄物でなくて浚渫土なんですよ、ため池から出した物は。だから浚渫土からそうやって不用な木切れを除けばいいわけで、必要に応じて。それについては40ミリなんていう基準をつくる必要はないわけですよ。これは廃棄物じゃないわけですから、大きな流木があればそれをのければいいわけで、今、協和発酵のところの土を大久保に持っていくのに、石をのけてますよね。それは分別でもなくて、積み込むときに仕分けでのけてるわけです。だからそういう形であればいいということで、そういう形で、この7番の玉泉ため池、高井奥迫②ため池、長尾ため池、それから10番は水路とため池と両方書いてありますが、こういうものについては、それではこの予算は執行しなくていいというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 今の御質問のため池等につきましても、災害土砂を搬入しております。

したがって、ちゃんと取り除かなければ工事が進まないということでございます。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） いや、だから、さっきから言ってますけど、ため池に来た物は、それは災害土砂じゃなくて浚渫土でしょう。要するに長年たまるのと、10年ぐらい少しずつたまる分と大雨で一度にどっとたまる分と、その違いだけであって、それをいわゆる浚渫という形で掘って、もとの深さに回復しようとするわけですから、これはやはり浚渫土じゃないですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えいたします。土砂だけであれば議員おっしゃるとおりかもしれませんが、今回は大量の木くず、これが入っております。そのため9月15日に、弁護士さんと私ども会議をしまして、今回の災害土砂については、木くずが入っておりますので、一般廃棄物として取り扱うべきであるという弁護士の見解を得ております。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） ちょっと角度を変えて聞きますけども、通常のため池の浚渫土、通常のため池の、災害でない、これは何十年もため池を使えば自然に池の中に土砂がたまってまいります。こういうものは今まで分別をするという、そういう工事をしたことがあるんですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 過去にはございません。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 過去にため池について、浚渫土の扱いをしておるわけですから、今回もため池についてはそういう扱いができるんじゃないですか。なぜそれをわざとお金がかかるような、一般廃棄物だというふうにするわけですか。農地のものについては確かに、家が倒壊して、それもひっくりめた物が農地に入って、それは、まあ一般廃棄物と言わざるを得ないようなものもありますけれども、ため池というのは、玉泉ため池を、私たちが現地に行きましたけれども、それは山から流れてきた土砂あるいは大きな木がその中に立ってございましたけれども、それは、もともと立っておったのかというような木も含めてあるわけで、今回、なぜため池を今までと違う扱いにするのか、これはもうちょっときちっとした説明をしていただかない限り、この予算は認められないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをします。

今回の流出した土砂につきましては、災害対策基本法第50条第6条に基づき、これら进行处理する責任が防府市にあり、これを行う根拠が廃掃法第4条第1項ということでございます。

したがいまして、先ほど申し上げました9月15日に、私どもは今回の災害を受けまして、顧問弁護士さんと相談をして、災害対策基本法に基づく木、これ进行处理する責任が防府市にあると。そのもとに廃掃法4条第1項の規定によって、市の責務である――一般廃

棄物を取り除きなさい、処理しなさいという責務があるということにより、今回、ため池に搬入しております土砂につきましても、災害土砂と認定をいたしまして、取り除くものでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 山道に山の土砂が流れてきたと思いますね、山道に。そうすればそれは災害復旧工事として、その土砂は、土砂として処理するわけです。もし山道を土砂がふさげば。そうやって、山道のふさぐ土砂を、これは一般廃棄物だなんていうことは今まで聞いたこともないですね。今度はそれがため池に来てるわけですよ。だからこれは一般廃棄物というふうにため池の物を認める必要はないわけですよ。山道をふさいだ土砂と同じように、ため池に流入した土砂を浚渫土としてのければいいわけですから、なぜこれに一般廃棄物のレッテルを張るのか。レッテルを張ることによって余分なお金がかかるわけですから。そうすると何か――それは防府市の周りの経済環境は疲弊してますから、工事を増やすことは必要だという考え方で増やしてるわけですか。まさかそういう税金の使い方はされてないと思うんですけれども。それと同じことになるんじゃないかと思いますので、明確な答弁をしていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後3時32分 休憩

午後3時48分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） それでは、お答えをいたします。

今回の災害、今年の7月21日に発生をしまして、8月28日に激甚災害の指定を受けました。そのため防府市では、この災害復旧を早急に復旧するために、国庫補助事業の採択を受けて、21年に予算化しまして、先ほど議員おっしゃっておりますため池・農地等々につきまして、工事に着手をしたところです。

しかし、年度の後半であったために、どうしても21年度内に復旧できず、その予算を6億円程度、22年度に繰越明許としまして繰り越したわけでございます。

そして、今回の補正につきましましては、その国による激甚災害を受けた災害復旧工事、市ではそれを、災害土砂を一般廃棄物として処理することにしておりますけれども、この分の追加の補正、分別についての補正をするものでございます。ですから、農地だけ分別をし

て、農業用施設は分別をしないというのは、理にかなわないものだと思っております。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） ちょっと違う角度からお尋ねをいたします。

15カ所の復旧工事をやるわけですが、当初、この土砂処理の契約は平成22年、ことしの3月末に大体が、着手することになっております。その当時は、もちろん今のお話ですから、田んぼに流れ込んだ土砂、その他は一般廃棄物としてこれを最初から考えておったわけですね。ちょっと確認のためにお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 御質問のとおり、一般廃棄物として処理しなければならないということでございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） それで、当初の契約では、この各社にこの土砂を大久保の第3工区——俗に言う第3工区ですね。これはまだ最終処分場としては認可されておられませんけども——この土地に運搬すると、農地からですね、ということで契約がされておったと思いますが、それはそのとおりですね。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） そのとおりです。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） そこで、大久保に運び込んだ後、当初の計画ではその後はどうするつもりだったんですか、市のほうは。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 当初は、とにかく災害現場から早くこの一般廃棄物を撤去するというのを目的に、とにかく第3工区へ搬入をするということの予定にしておりました。

ただ、撤去するにつれて相当数の大きい流木を発見しまして、どうしても分別しなければならないということで、先ほど申しあげましたように、3カ月、4カ月ほど工事がとまっていた次第であります。

市としましては、この有効利用するために、何とか検討しておるところでございまして、昨年申しあげましたように本年8月から、平成23年度予定の県営圃場整備事業の土地利用等につきまして、また、最終処分場の築堤、覆土の利用につきまして検討しているところでございます。

ですから、先ほど、現在で、それじゃあ何に使うんだと、具体的にあるかということに

つきましては、現在のところ、これをこれに使うというものは無いというのが現状でございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） どうも私の質問の趣旨をおわかりいただけてないと思うんですが、農地から大久保の第3工区へ運搬しますよね。これは単なる、大久保に持っていてもそれはあくまで仮置きですよ。仮置きなんです。だから、その仮置きしたものを、一番最初はそれからどうしようとしていたのか。それをちょっとお伺いしたいんですけど。当初ですよ、途中からは変わりましたが。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 当初はその農地等につきましては余りごみが入っていないということで、大久保の3工区に早く搬入をして利用しようということだったようでございますけども、じゃあ具体的に何をということになりますと、まだ、当時は決まっていなかったというのが実情でございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） つまり、とりあえずは農地から泥を撤去して、大久保の第3工区に仮置き場を移す、移しておく、とりあえずは。いうことだったんですよ。とりあえず農地から。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをします。

当初から仮置き場ということは考えておりませんでした。何とか有効利用したいということで検討しておりました。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 有効利用ということは、当初は分別、必要ないというふうに見込んでおられたんで、そのまんま大久保に運んだものをまた何かの用途に使うため、場合によってはそこからまたよそへ持っていくとか、そういうことを考えておられたということですか。そのときに分別は必要ないと考えておられたんですね。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 御質問のとおりでございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） ところで、その最初の契約では、これは私、今持っているのは、先般、土井議員が執行部に要請しましていただいた一覧表なんですけど。これによりますと、当初の工期の完成期日は、ほとんどが平成22年、つまりことしの7月から、早い

もので6月末、大体が6月末から7月、遅いものでも8月。この6、7、8に大体完成するとなっていたわけですね。つまり、農地から大久保へ運ぶのが、大体ことしの夏ごろ終わるようになっていたわけですよ。ところが途中で、先ほどのお話だと、5月の中旬から7月の初めにかけて、流木の混入があるということがわかったということで、これは分別しなきゃいかんということになったと。ちょうどその時期がこの最初の契約の終わる時期なんです、ほぼ。6、7、8ですから。そのわかったというのが5月の中旬から7月の初めですから、大方運び終わってなきゃいけないごろなんです。それでようやく、その流木が入っているというのがわかったということなんですけど、じゃあその間、ことしの3月末からこの5月、6月まで、一体何をしてたんですかね。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 今の御質問の工期でございますけども、今回の15の事業で工事着手、これはほとんど3月末でございます。そして、ほとんどの工期が早くても12月だとか、遅いやつでも3月15日ということで、6月、7月に完成するような工事はございません。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 今おっしゃったのは、この分別が終わる工期の、分別を含めた、今上程されているこの補正予算の工期が終わる期限が12月から来年の初めにかけてということで、もともと最初の農地から大久保に運搬する工期は、大体早くても6月、遅くても8月までに運搬し終わるということになってたんです。これは執行部が出された資料ではっきり書いてあります。最初の15カ所の1番目は、最初の契約ではことしの8月6日工期完成、2番目は7月30日完成、3番目は7月30日、4番目は6月25日、以下ずらずらと。大体ことしの夏には終わっているという最初の契約だったんですよ。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 申しわけございません。認識不足でございました。当初は6月30日とか7月のものがほとんどでございます。申しわけございませんでした。

この件につきましては、先ほど申しあげました撤去工事を開始したのが5月の初旬から中旬からでございます。そうすると当初は、災害土砂の中に流木は入っていないということで、進めておった撤去工事、開始をしまして、その中に流木が入っておるということで、この分につきまして変更契約をしたものでございます。回答が寸足らずで申しわけございません。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 3月の末に契約、契約を結んだのが大体3月末で、工期の着

手も大体3月末です。今のお話だと、5月になって初めて工事というか運搬を始めた。その4月、1カ月あるわけです。市当局はこれまでも、事あるごとに、一刻も早くこの農地の復旧しなきゃいけない。一日も早くということをもう繰り返し言われてましたよね。そのとおりです。農家にとっては、これは本当に、あのまま放置されたんじゃないから、一日でも早く取りのけてほしいということでしたが、この1カ月間、全く運搬がされなかった理由は为什么呢。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） まず最初に、工事に着手をする前に地元説明会、これを開催しなくてははいけません。さらには交通規制の手続、地元自治会への工事のお知らせ、工事箇所の近隣工事施工者との調整、さらには着工前におきまして工事業者との調整等々、1カ月以上の期間を要した次第であります。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） それじゃあ、この15カ所の今の進捗率ですね、これ、どうなっているのか。

例えば私どもは先般、奈美の十七に見に行きました。これ、まだ山がそのまんま、全く手がついてません。全然運んでません。ほかのともどうなっているのか、これは私、今、暫時休憩しても進捗率、聞きたいと思うんですけどね、どうでしょうか。やってるんですか、本当に運搬を。5月初めから始めたんですか、始めてないんじゃないですか。今も。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 御質問の進捗率でございますけども、現在、ここで回答する状況にない、申しわけないんですけど、調査してないというのが現状でございます。

先般、玉泉ため池に議員さんたち、参られたんですけども、ああいうふうに工事をしてる箇所、そして分別するために待っている工事箇所、これがございます。ですから、全然今、工事が、分別をしなければいけないということでストップしている工事箇所もございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） これまた後、ほかの議員がお尋ねすると思いますが、一刻も早く農地から土砂を除去するというのが急がれているのに、先ほどから議論になっている分別そのものが妥当かどうかよくわからない分別をやるために工事、ストップしてる。それももう何カ月もですよ。こんなことが許されるんですかね。私は、本当これ——そしてそうやって置いていて、今また、先ほどの議論で、例えばため池の浚渫なんかは、

まるで必要ないようなその分別工事をやって、むだな税金を使おうとしている。これはいくら考えても私は、まず農家の方々、被災地の方々に説明ができないんじゃないかと。また業者の方々も実際、困っておられるんじゃないですか。早くやりたいのに、ほかの次の工事もあるのに、待たされて、いつ始まるかもわからん。こういうことが行政として果たして許されるのかどうか、その辺の見解をちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 現在は山になって放置をされ、放置と申しますか、その状況になっておりますが、これはその場で分別をすれば設置許可も要りませんし、今まで受けました業者が責任を持って、引き続き仕事ができるというふうな観点もございます。

ただ、それを一刻も早くということもございますが、大久保のほうへ運び込んだ場合にはそのまま放置するような形になってまいりますので、将来、禍根を残すというふうなことも考えられるというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） あとはほかの議員に譲りますけどね。大久保に運び込んでもそんなに急いで分別して、まだ使い道もよくわからない、これから検討するというようなものを急いでやらなくてもいいわけですよ。とりあえずあそこへ移せばいいわけです。農地から。それで必要になれば、それはそのときに分別すればいいわけですから。しかもそれはそのときには市が直接、山口と同じように市が直接、この工事をやるか、あるいは委託するにしても市内の複数の業者に施設の設置許可をとらして、県の許可をとらして、必要な限りやればいいわけで、何も今、そこへ移して放置しておいても――放置といった言葉は悪いですが、仮置きしておいてもだれも困らないんです。あそこは市の土地ですから。周りにも別に何もありませんし。そういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 第3工区への搬入でございますけども、確かにあそこに置いて、とりあえず放つとけという御意見も、ごもっともと思いますが、逆に全然利用がない場合、将来、第2工区、第3工区、これを最終処分場として整備するときに、とんでもない経費がかかります。そういうこともありますので、早く（「だから、そのときにやればいいということですよ」と呼ぶ者あり）――ということです。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） ちょっと質問が重複するかもしれませんが、もう一度再確認でちょっとお尋ねしたいんですが、当初は大久保に皆運ぶということで、確認できなかったということをおっしゃいましたが、それでよろしいですか。混入物が確認できなかったと。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 御質問のとおりでございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 実は、ことしの15カ所の工事が出る前に、私はたしか一般質問だったと思うんですが、質問させていただいたときに、前の産業部長ですか、産業振興部長の答弁がここにありますけど、ちょっと読み上げます。「15カ所についてでございます」ということで、「例えば今の真尾地区につきましては、御存じのように土石流並びに家屋の一部、さらには農機具等が田んぼに入っております。そういったことの中で、真尾地区につきましては全部を現場から、業者のほうで大久保のほうに搬入いたします。そこで、現地で、3種類の仕分けをするということにいたしております。それともう1点、いわゆるそれ以外の例えば上右田、小野の、いわゆる鈴屋、奈美側のほうでございますが、そちらにつきましては、一応、全土量の20%相当の混入を想定しておりますので、現在では、一応3種類に分けるということで、基本的には、いわゆるバックホーというので掘って、人力で仕分けをすると。それを3種類、可燃ごみ、それから破碎ごみ、処分ごみ、それぞれに分けてクリーンセンターに運び、処理をいたします」ということの答弁であります。もう既に20%相当の混入は想定しておりますということだったんですが、先ほどの答弁と、全く最初わからなかったというのは、どのように食い違っているのか、御説明ください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをします。

まず、20%の分でございますけども、今回の補正につきましては対象土量、この20%、当初人力による分別を除いたものの、20%を除いたものの土量につきまして、分別を予定をしておるものでございます。

それと、先ほどの真尾農地におきましては、もう既に工事を発注しておりまして、当初は大久保へ持っていくということで進めておりましたけども、残念ながら入札不調に終わりました。そのため、再度、現地での分別に切りかえをしまして、あの箇所につきましては現地で分別をしまして、第3工区へ搬入をするということで、現在、工事に着手をしているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 先ほど話がありましたけれど、もう当然、業者の方も仕事が完了して、次の仕事にという手はずができてるとは思いますけど、これに対して、今、工事費というのはどうされてますか。全額もう支払われておりますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 現在、前払金についてのみ、お支払いをしております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 市民の目線に立ってという言葉をよく聞きます。本当に今、業者の方がどういう状況にあるか、あなたたちは御存じないと思います。3カ月も4カ月も工事費がもらえんで、次の工事もあるかわからんような状態の中で、大変私たちもいろいろ苦情を聞きます。早くしてくれと。これを今、放置されているわけですね。こういう実態というのはどういうふうにお考えですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 御質問のお答えでございますけども、三原議員のおっしゃるとおり、本当に大変申しわけないというふうに思っております。

したがいまして、今回、おくれはしたものの、何とかこの補正を計上いたしまして、議会の皆様に御承認をいただいて、とにかく早急に工事に着手をしたいということで、今回、臨時議会の開催をお願いしたものでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 先ほど、木村議員も言われました。すべて大久保に運んで、部長はさっき放つとけと、そこに放置しとけというような言い方をされましたが、木村議員はそこに放置しとけというのではなく、そこでちゃんと分別をする方法を考えたかどうかと、そこだったら周りにも迷惑がかからない。

そこでね、今回の一連の土砂災害の契約等について、3億円の契約等について、一番の大きく問題になったのは、一番大きく、問題というよりは、ネックになった部分はどこの点でございましたか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 私どもの当初の調査不足、もう少し詳細につきまして調査しておけば、もっと工事に早く着手できたのではないかと思います。その辺につきましては責任を感じております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） ちょっと質問があれだったかもしれませんが。3億円の随意契約をしなければならなかった一番大きな要因は何でしたか。1者と随意契約をしなければいけないという、なった要因は何でしたか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） なかなか施設の許可を持っていらっしゃる方が少ないということが、大変苦慮した点であったのではないかと思います。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） ですね。その点につきまして、もう本当に、マスコミもそうですが、我々も本当におかしいと。

果たして、私、今のいろいろな答弁とか、市の対応を考えると、本当にそれを教訓にしているのかなと思いますよ。先ほど木村議員が言ったように、あそこにまずは仮置きして、もっともっと業者の方に許可をとってもらえばいいじゃないですか。もし、もし来年同じ災害が起きたら、また同じことをやるっていうことですか。同じ契約になるわけですね。これはどう思いますか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） おっしゃるとおり、そういった点も考える必要もありましょうし、その辺、そうですね、競争性を発揮させるということが必要の中で、複数の業者にとっていただくということが一番理想だと思います。やり方、いろいろあるんでしょうけど、ちょっと話、戻りますけど、今の、現地でやるやり方、も競争性を発揮されるということではあるんですが、これ、ちょっと視点が違うんですが、そういった、大久保へ持って行って、競争性を発揮させる条件を検討していくというのは大事なことではないかと思うかと思えます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 現地では競争性はありませんよ、これ、随意契約でしょう。そのまま、今の受けられた業者の方にそのまま処理をお願いするわけでしょう。だから競争性というのは、ここには発生しておりません。くどくど申しませんが、本当にこの災害を、市長はじめ皆さんが教訓とされ、またこの3億円の随意契約に至った経緯を考えたら、本当にそこまで考えて皆さんが対応されているなら、あそこに持って行って、皆さん許可をとってくださいとやるのが一番ベストじゃないかと私は思っておりますので、重々そこを考えていただきたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 数点、質問があるんですが、質問をする前に、今までの各議員さんの質問を聞いておる、その中での答弁の中で、おおいという気がするの何点かありましたんで、まずそこから入りたいと思いますが、まず副市長さんがクリーンセンターに置いてある泥については要するに分別をすると、農地の分は分別せんというのでは公平性がないというような趣旨の副市長答弁がありました。それは間違っているんですね。ク

リーンセンターの泥は、一つはごみの焼却場の整地用の泥、そして、協和発酵用地並びに県有地のところに置いてある泥は、大久保の一般廃棄物最終処分場の土堰堤をつくるときに利用するという目的があったから分別をしようとしたんですよ。利用の目的がなかったら、多分そのまま捨てちゃったと思いますよ。

そこで、今、農地の分、今問題になっております農地の分については、利用はまだ決まっていなくていいですね、いまだ何も。だから、片方やって片方やらんのはおかしいという理屈は全く立たないということを指摘しておきます。

2点目ですけれども、最初、ここの泥につきましては、全く分別の必要がないであろうと。40ミリのは手でやるから、それはもう契約に入っているよと、だから全部大久保に持って行ってそのままにしとくんだということで予算がついてないわけですが、まさかと思いますが、あの、どこでもそうですけどもね、堤の、湖沼の地下というのはいろんな物が流れて、それでも40センチ以上の物は全くないというふうに想定された理由は何なのか。冗談じゃないと、こう僕は言いたいんですよ。

そこで、ここはちょっとお尋ねをしておきますが、ここのそれぞれ、先日、私が見せていただいたのは十七地区ですけど、田ノ口とか、いろんなどころに土砂が盛ってありますが、そこに集めたのはいつごろ集めたのか。1カ所に集めた、その地域のエリアのやつを集めたのは、補助災害のこの契約の中で集めたのかどうかを、まずお尋ねをしておきたいと思います。

それから、協和発酵や県有地の土砂につきまして、現地で分別から、大久保に持って行って分別に変えたということで、生活環境部長が業者から申し出があったからということですが、業者から、要するに現地で分別をしてもらうたら困るよということが申し出があったのかどうか。業者というのはその近くの業者ですね。もしあったとしたら、それはいつごろあったのか、お尋ねをしたい。

そして、先ほどちょっと聞き漏らしたのか、聞き間違えたのかかもしれませんが、何かもう変更契約がされてあるような感じの発言がありました。もう変更契約は、それぞれの15カ所ですけれども、なされているのかどうか、お尋ねをしたい。

そして、今までの答弁の中で一つだけ指摘をしておかんにゃいけないのは、大久保に持って行って仕分けをするのではなくて、現地で仕分けをする理屈が、現在の業者でできる、あるいは分別作業がしやすい、あるいは契約変更が早くできるというような、まさしく執行部の都合だけなんです。そこの地区の人の都合は全く考えてない。だから、ほこりが出ようが何しようが少々こらえと、わしらの方法でやるでよという寸法なんです。地区の人は、一日も早くあの忌まわしい泥は持って逃げてほしいんですよ。全く行政の都合だ

けで、市民の立場を考慮していないということを指摘しておかなきゃならないと思いますが、今の何点かについて反論があればお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 先ほど私がお答え申し上げた件でございますが、さっきも部長のほうからありましたように、当初第1工区に埋め立てなかったのは、いわゆる最終処分場は私もしっかり覚えておりますが、我々の先輩が非常に苦勞して、あそこを確保したわけでありまして、あるいは議会に対してもしっかりいろんな御説明もあったというふうに思っております。これは貴重な、市としての、市民の皆さんの財産であるという観点、これが一つ。

もう1点は、市民の皆さんに非常に厳しく規制をしながらあれを延命化を図っておるといふ観点の中で、さすれば市、いわゆる行政がそういったことを、いかに未曾有の大災害であろうとも、慎むべきであるという観点からやったわけございまして、確かに当初目的はなかったんかもわかりませんが、いずれはそういった用途にすれば使うというふうな、そういう観測もあったわけございまして、若干補足させていただきたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 先ほどの土井議員の一番最初の御質問でございます。集積はいつごろかということでございます。

今回11本の農地のうち9本、集積を今現在しておるところございまして、大体その時期は5月の中旬から7月の初旬にかけて、この時期に集積をしております。

次に、変更契約はあるかということでございます。変更契約はしております。

以上です。（発言する者あり）すみません。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 今回の補正にある分別の契約については、しておりません。

○議長（行重 延昭君） 何か答弁漏れがありますか。

○2番（土井 章君） だから、協和発酵と県有地の事業所から申し出があったというのはいつごろかというのは、答えがもらえるんでしょうかね。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 直接の担当じゃないので、7月ぐらいじゃなかったかという記憶のようですが。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 二、三点、指摘もしておかんにゃいけんですが、まず副市長の話ですが、では、たまたまごみの焼却場を建設するのに、整地するのに泥が要ったから助かったけども、もしそういうふうな目的が、使う目的が全くなかったら、さて、どうしたんでしょうということ指摘をしておかなきゃなりません。

それと、農地の集積はいつしたのかっていう質問をしたら、5月から7月と。契約をした後ですよ。だとするならば、もう既に40センチを超えるのがあるかないかというのは田んぼを歩いたらわかるんですよ。積んである泥の中に、奥のほうに40センチ以上が入ったかどうか、やっどこさわかったっていうんならわかりますが、集積する前であれば、見て歩いたら40センチの泥がなかったというのは、わかったから大久保に持っていきましょうということでしょう。全く説明が理路整然としてませんよ。7月のどさくさで、とにかく山に積みとって積んだ、多分上から見たら大きな物はないでと、なかろうでということならわかりますけれどもね、そうじゃないわけで、5月から7月ということになれば。

それと、変更契約はしましたということであって、いや、してませんということですが、じゃあ、今、最初に答弁された変更契約は、何の変更契約をされたのか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをします。

当初契約を発注しまして、それから交通整理員の増員、ため池の水かえ工の実施、どうしても工事用の搬入道路が狭いということで、それに新たな仮設道路をつけたり、また赤線・青線が発見されましたので、その分の変更とか、そういうものでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それは災害復旧工事とどう関係があるのか、全くわかりませんが、それは別の問題として、また別のところであれしていきたいと思いますが。

それでは、まずお尋ねしますが、それぞれ15カ所、15カ所のうち終わっていなくてもいいところは3カ所、あとの12カ所は全部終わってなきゃあいけない。一番最初に終わらなければいけないのは宮の馬場農地災害復旧工事、これは6月10日には終わっちゃおかんにゃあいけんのですよね。今、どういう状態になっちゃるんですか。契約は切れたんですか、もう。契約は切れたん、6月10日に。契約は終了してるんですよ、今現在。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 現在、宮の馬場の契約の工期につきましては、当初22年3月31日から、現在では22年12月24日というふうになっております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） いいですか、よく聞いてくださいよ。今現在の契約期限は22年の12月24日と今おっしゃったんですね。それはいつ結びましたか、その22年3月31日から22年の12月24日までの契約はいつ結んだか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 22年10月1日でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それがおかしいじゃないですか。6月10日に終わっちゃかんやあいけんのが10月の1日に12月まで延長しますって、少なくとも6月の9日にやらんやあいけんのですよ。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後4時28分 休憩

午後4時28分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをします。

当初は契約日が22年3月30日に契約をいたしまして、工期が22年3月31日から6月10日まででございます。

続きまして、2回目の変更が22年の6月9日から22年の10月29日、そして平成22年10月1日にはこの工期を12月の24日まで変更しております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 何か答弁に非常に不信感を私は覚えました。ちょっと休憩をして、その契約書の写しをいただけませんか。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後4時29分 休憩

午後4時35分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

先ほどの2番、土井議員の契約書の写しは後ほどに、後回しにいたします。

次の質問、どうぞ。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それでは、先ほど、ちょっと確認だけしときたいんですが、協和発酵あるいは県有地のところの分をここで分別してもろっちゃあ困るでよというような話が地区からあったということでしたが、それは7月ということを言われましたが、それは去年の7月、ことしの7月、どっちでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 7月、今ちょっと話をしちよったんですけど、変わったのは、3月の時点で、どうも勘違いをしとったようで、3月の契約の時点でもう既に大久保で分別しようというふうに変わったらしいです。ちょっとその辺、勘違いだったようです。

○2番（土井 章君） いや、そうなんですよ。だから私は聞きよるんです。だから、7月というのは去年の7月か、ことしの7月か聞きよるんです。責任を持って答弁してくださいよ。

○生活環境部長（柳 博之君） すみません。勘違いだったようです。御無礼しました。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それじゃあ改めて聞きますが、近所からそういうクレームがあったというか、申し出があったというのは何月ごろにあったんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 大久保で分別するに変わった3月のようでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） なかなか質問の趣旨を理解してもらえんで、答弁がちぐはぐですが、もう時間の都合もありますから、次にまいりましょう。

まず、一番簡単なところから。災害土砂は、農地の土砂は民有地にも仮置きされていると思いますが、自分の田の土だけならいいんですが、隣の人の田の土も、土砂も1カ所にまとめられたりしておると思いますが、その仮置きしてある土地の人には置かしてもらうための金は払うとるんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えいたします。払っておりません。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 大変な迷惑をかけてるんですよ。地区の人は、一日も早く泥をのけてもらいたいという思いがしてまして、業者のほうにも、何しちよるんかね、あんたらというような声が多々あるというふうに私は聞いておりますが、その声は行政のほうには届いてますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 私どものところにも、その旨の苦情等は受けております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 届いちよるということですが、それにしても、それこそ今から結ぼうとしちよるんか、もう結んでおられるのかは別として、ことしじゅうに終わらんのがいっぱいあるんですよ、早く言えば。非常に無責任なんですよ。

現地で——いいですか、今からちゃんと申し上げますけれども、要するに、国庫補助事業そのものは、農地から泥がなくなれば国庫補助事業としては満足ですね。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 分別につきましては全部単独ということでございます。したがって、補助事業に乗るためには、その現地から土砂が移動すれば補助事業として採択できるものでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） そうなんです。ですから、国庫補助事業であれば、一日も、完成報告というか実績報告を出すようにせんにゃあいけんのですよ。それを、市の都合の分ですよ、それも21年度債の、21年度の事業に対して、22年度の、全く木に竹を接いだような予算をつけるわけですよ。別契約になるのか変更契約になるのか知りませんが、年度が違えば、本来なら別途契約になるべきじゃろうと思いますが、どういう契約をしておられるか知りませんが。

いずれにしても、早くのけてあげんと、国庫補助の事業実績報告もできりゃあせんにゃあ、地区の人も大変迷惑なんです。おまけに音はするで、ほこりはたつわということなんです。だから、大久保にとりあえず皆持っていきゃあいいんですよ、とりあえず。それこそ当初の契約どおりですね。上から順番に読みますと、8月6日、7月30日、7月30日、6月25日、以下早いのは6月10日には終わるとるんですよ。一番遅いのも——3カ所は別ですけども、玉泉ため池等の大きいところは別ですけど、それ以外のところはおよそ6月、7月にはそこからもう泥がなくなるとって当たり前なんです。

そして、加えて申し上げますと、大久保の第3工区、俗に第3工区と言わしてもらいますが、その用地というのは、今、単なる市有地なんです。最終処分場でも何でもないんです。いつまでも置いちよってもええんですよ。そこが早く言えば最終処分場になるまでは置いちよってもええわけですよ。はっきり申し上げまして。

そこで、ゆっくりですね、先ほど三原議員もおっしゃいましたが、市内の業者にも、今

ごろはスケルトンバケットとかトロンメルも県の許可かもしれませんが、もう簡単に取れる。環境アセスがどうのこうのというのは要りませんって、県も言っとるわけですよ、はっきり申し上げまして。たとえ許可をとるのに1年かかってもどうということないんですよ、大久保にある限りは。人にも迷惑かかりません、山のふもとですから。

一番極端な言い方をしますと、ちょっと大道の圃場整備がどうのこうのということにもおっしゃいましたけども、要するに、今現地で、音をたて、ほこりをたて、分別をして、大久保に持っていても、いつ使われるかわからん。そのうち協和発酵のところと同じようにセイタカアワダチソウが生える、草が生えるというようなことになってくるんですよ。それよりは現状のまま大久保の第3工区に置いていて、今1,000立米要る、それなら1,000立米ほど仕分けをする。次は500立米欲しい。500立米ほど分別をする。そして、市内の業者とか、そういう方が私も欲しいんですがって、ああ、持っていきなさいと。そのかわり自分のお金で分別しいさんせよというふうにやれば、自然に土はなくなっていくんですよ。1億6,000万円、全然使わんで済むんですよ。

例えば大道の圃場整備であれば、圃場整備で泥をよそから買うてくるよりは、分別経費を補助事業の中で出しても、そのほうが安かったら補助対象になりますよ。そうすると市費は要らんですよ、市費は。なぜそういうことが考えられんのか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 答弁どうぞ。産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 私どもの判断としましては、今回の工事、早急に完成をするというのが当然ながら第一目標でございました。と言いつつも、私ども一般廃棄物を定めて、40ミリの基準があるということで、これをクリアしなければいけないということで、当初4月、5月ぐらいから、それじゃあ搬入場所をどうするんだ、分別場所をどうするんだということで協議をしてまいりました。その中で最終的には現地で分別し、そして大久保の第3工区、これの搬入ということを決めた次第であります。

この経緯につきましては、議員から言わせると、おまえら何しよるかというようなことで御指摘も受けるかもしれませんが、当時としては、私どもにとりましては、最大限努力したつもりです。ただ、努力不足と言われればそれまでです。

先ほどの圃場整備につきましては、そのようなことにつきましては、ちょっと、私につきましては、その部分につきましては、ちょっと認識不足で、勉強不足でございました。申しわけございません。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 結局は何をおっしゃったのか全くわかりません。

ところで、論点をちょっと変えますが、いただいた資料の、例えば一番上へまいります

と、田の口農地外災害復旧工事ですが、これは22年の8月6日に工事が基本的には終わることになっております。業者はそれを3月30日に契約をして、8月6日までに、雨が降ろうと、何をしようと、クリーンセンターのところと違くて、8月6日までに終わらんにゃあいけんでと思って、一生懸命、鉢巻きをして、工事をしようとしておりましたね。そうすると、途中で、市の都合で、全く市の都合で、ちょっと待てと、今、仕事をするなと言ったわけですね。そうすると、受注した業者にとってみれば、いつになったら開始してええんじやろうかって、ほかの仕事の受注計画も狂ってくるわけですよ。損害賠償、要するに業者の都合で工期がおくれたら損害賠償の賠償責任が生じますが、この場合は賠償責任というのは生じるのか生じないのか、それは何に基づいてそう考えられるのか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後4時45分 休憩

午後4時49分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

その前にちょっとお願いをいたします。本日の会議時間は議事の都合によりまして、これをあらかじめ延長することといたします。

入札検査室長。

○入札検査室長（権代 眞明君） ただいまの受任者側の賠償の請求についてでございますけれども、本市の場合につきましては、発注者側の都合によって工事施工の中止が指示されまして、それが相当の期間を過ぎました場合には、受注者側は契約を解除することができます。で、解除した場合において、損害があるときにはその損害の賠償を請求することができるというふうに契約書にうたっております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） だから、私が聞いているのはその逆なんですよ、今。市の都合で待たしちよるんですよ。はい。そのうちあめ玉あげるからねということはあったかもしれませんが、あめ玉あげるからちょっとまあ待ちいやということはあったかもしれんけど、それ、あめ玉は、本当にあめ玉になるかどうかわからんわけですよ、今、審議しよるわけですからね。その状態で待たして、業者は業者の都合があるんですよ。もう6月に終わっちゃりゃあですね、7月からほかの仕事が受けられるんですよ。じいっと待ちよきなさいって、農家も、あれはいつのくんかね、あれはいつのくんかねって。それで農家の人は業者には、「あんたら何をしよるんかね、5月ごろちょろっとしたが、またすぐやめてし

もうて」って、「よその仕事が忙しいんかね」って、業者は言われるわけですよ。そこなんですよ。

だから、こっちの都合で延ばさせちよるんですよ。それに対して賠償責任はないのかということ言ってるんです。そして、ないとすりゃあ、根拠は何か。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（権代 眞明君） 今、申し上げましたのが、発注者側の都合によって工事を中止した場合に、受注者側が損害の賠償を請求できるということでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それはあれでしょう、工事を中止させた場合の話でしょう。だから市側の都合で、契約の解除をした場合は業者のほうも文句が言えると。そうじゃなくて、3カ月も4カ月もですけれども、待ちさんせと。とらぬタヌキがあるかもしれんから、ちょっと待ちさんせと、こうおっしゃってるわけですよ。で、じいっと、いつ来るか、いつやれと言うかわからんのを待ちよかんにゃあいけんわけですよ。その間、あしたって言うてかもしれんから、早う言やあ、ほかの仕事もとれんのですよ。そこなんですよ、私が聞いているのは。契約解除して、再度入札をし直すんならば、それはどうということないでしょうが、そうじゃないわけで、そこを聞いているわけです。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（権代 眞明君） あくまでも工事の、発注者側からの工事の契約の解除で損害が発生した場合には、損害の賠償を甲に請求することができるというふうに書いてございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） ということは、全く行政側の、発注者側の自己都合で半年待て——犬じゃないですが、お座りって言ったらですね、ずうっと3カ月だろうと、4カ月だろうと、5カ月だろうと、宙ぶらりんに入れられちよっても損害の請求はできないということですね。できないということでよろしゅうございますか。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（権代 眞明君） 先ほどから申しておりますように、「乙は次の各号の1に該当するときは契約解除することができる」と、「前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときはその損害の賠償を甲に請求することができる」というふうに契約書にうたっております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） ということは、再度確認だけをさせてもらいますが、そねえな

ことを言うちゃったってうちは待てんと、契約解除してくださいと、行政に申し出て、そして得るべき利益があったのにもかかわらず、待てというから、仕事はできんから、ほかの仕事をやらんやあいけんから解除してくれと申し出があったときに、行政側はそのことに対して、損害賠償の請求を受けたら、払わんやあいけんというふうに解釈していいですね。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（権代 眞明君） 「請求することができる」でございますので、請求があれば、当然それに対して対応していくような形になろうかと思えます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） まだいっぱいありますが、もう時間も時間ですので、私の意見を集約をいたしますが、まず一番大事なことは、そこの地区の人の立場に立って仕事をするということなんです。まず地区の人の立場に立って仕事をする。それはどういうことかと言うたら、一日も早く――もう十五、六カ月たっちよるんですよね、災害発生してから。7月21日からしますと十五、六カ月たっちよる。まだいまだ、泥はあそこにあるということなんです。一日も早くのけてあげることが大事なんです。なぜかクリーンセンター、あるいは協和発酵等々の用地の泥の分については、一刻も早うせんにやいけんから、随意契約だ、一刻も早うせんにやいけんから、随意契約だというような論法をされましたが、一番、民家の近くにある泥がいまだ置いてあるんですよね、それも行政の都合で。もう本当は、一番早いのは6月10日には終わっちょかんにやいけんのが、いまだそのまま。十七も私は見せていただきましたが、それもそのまま。すぐ近くには家がありますよ、はっきり申し上げまして。

なぜ、そんなことをしなきゃいけないのか。手法としてはできるだけ早く最初の契約どおり、最初の契約どおり大久保に持って行ってですよ、大久保でゆっくり、利用目的が決まったときに、利用目的が決まったときに分別をすればいいです。それも山口市は去年やりましたね。最終処分場で、自分が重機をレンタルしてきて、人夫を雇うて、自前で処理をしましたよ。時間をかけて、それも一つの方法。また、今、国の経済対策の補正予算があるでしょうが、また緊急経済雇用対策みたいに、昭和館とか、何とかに人を雇うたり何だりもしておりましたが、そういうことじゃなくて、こういうことにも使えるし、使えるし。

要するに、大久保の第3工区に一たん持って行ってしまえば、大久保の第3工区が最終処分場として供用開始を始めるまでは置いといてもええんですよ。今のまま置いとれば、極端な言い方したら、ペンペン草が生えようと、セイタカアワダチソウが生えようと、手

戻りはないんですよ。わざわざ現場でやかましい音を出して、ほこりも出して、大久保に持っていった。1年先には、今の協和発酵と同じように山がどれやらわからんほど、元の地山と同じような感じになって、どれが土砂やら、わからんでというくらいペンペン草が生えてたり、セイタカアワダチソウが生えたりしても、どうということはないんですよ、はっきり言って。

その都度、ことしは大道の圃場整備で1,000立米欲しい。はい、どうぞ。1,000立米、自分で仕分けしてもっていくか、市が仕分けしてもいいですが、その分だけ、そのかわり、ちょっとお金ちょうだいよとかですね。やり方、いろいろある。1億6,000万円使わんでも、ただですね、極端な言い方したら。ほかの補助事業、使ったりなんざりしたら。ということが可能であると。なぜ、その方法がとられなかったのか。わざわざ人に、人というか、地区の人にも迷惑をかける方法を選んで、そういう手法をとったのかっていうのが、いまだ理解できないということを主張して、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。（発言する者あり）

○24番（山下 和明君） 何点かちょっと質問しますけれど、当初から、一般廃棄物として処理するということを決めておられた。そこで、5月中旬ごろに、流木等が土砂に混入をしていたということで、そこですね、ちょっと疑問になるのが、分別にかかる工事経費、今回上がってますけど、7月の議会に、なぜ上程という考えが起きなかったのか。その点について、まず。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） まず今回、6月定例議会で……。お答えします。

まず、今回の増額補正でございますけど、本来であれば、6月定例議会等に、補正予算のほうに上程すべきではございましたけども、その締め切りが5月7日でございます。当時については発注工事全体が把握できていない状態で、残念ながら上程をできませんでした。そのため、次の定例会であります9月議会、これを目指して準備を進めておりましたが、本年7月10日からの豪雨で災害が発生しまして、その対応に追われたこと。そして、その災害査定が9月28日となったため、この9月定例会におきましても補正予算を上程できなかったため、今回、臨時議会として補正予算の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 7月においても、当局は、一般廃棄物として処理しなければ

ならない。いわば、そうしたいろいろな物が混入していることを把握しながら、7月にもそうした状況説明もない。9月議会においても豪雨災害等々で、そういう機会を逃したということで、その間、こうした状況説明というのは、チャンスは幾度もあったと思うんですよ。産建委員会においても、小規模債だとか、そうした細々とした、そうしたやりとりも、何度も回数を重ねてきた経緯があるんですね。そういう場面においても、こういった内容には一度も踏み込んで御説明もされなかった。その点について、どういうことなのか、お伺いします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 御指摘のとおり、9月に議員の皆様、本来であれば報告の必要があったのではないかと考えておりました。ただ、本年7月10日からの豪雨災害に追われていたため、報告ができませんでした。

今後、このようなことにならないよう、議員の皆様に対しては、逐次、そういう状況につきまして、これからはちゃんと報告をしてまいりたいと思っております。そのあたりにつきましては、議員の皆様、配慮が足らず、申しわけございませんでした。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 最近、こういうことが多々重なっていることが多いような。私もこの場で何度もこういう注文をつけた経緯もあるわけでありまして。

そこで、もう1点聞きますけど、例えば運搬費用として、先ほど、この資料をいただいた15カ所の契約額においては、約4億円程度の、いわば大久保へ処理をしていくというか、契約額が、一覧があるんですが。それをいわば現場で処理を分別していくという経費がこのたび1億6,000万円ということでありまして、例えば、1の田ノ口のところで、この分別を現地で処理しようとする、日数的にはどの程度ぐらい日数を要するのか、具体的に、この1から15番の工事名がありますが、分別するとどの程度の日数を要するか、お伺いします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答え申し上げます。

1番の田の口農地外災害復旧工事でございますけども、処理日数が、スケルトンの2セット、これを設置をいたしまして、45日でございます。

2番の奈美中農地災害復旧工事でございますけども、土量847立方メートルでございます。スケルトンを1セット、セットしまして、13日。

3番の下東通し南農地外災害復旧工事でございますけども、これがスケルトンを1セット、セットしまして12日。

和田峪農地災害復旧につきましては、スケルトンを1セット、セットしまして18日。
奈美十七農地災害復旧につきましては、スケルトンを1セット、セットしまして37日。
宮の馬場農地災害復旧工事につきましては、スケルトンを1セット設置をいたしまして10日。
玉泉ため池災害復旧工事につきましては、スケルトンを7台セットしまして74日。
高井奥迫ため池災害復旧工事につきましては、1セットのスケルトンを設置しまして12日。
長尾ため池災害復旧工事につきましては、スケルトンを3セット、セットいたしまして43日。
弥ヶ谷水路・ため池につきましてはスケルトンを1セット、セットしまして5日。
真尾上田上水路外災害復旧工事につきましては、スケルトンを1セット、設置しまして16日。
江良農地外災害復旧工事につきましては、スケルトンを1セット、セットしまして75日。
右田市下農地外災害復旧工事につきましては、スケルトンを1セットで61日。
右田市上農地災害復旧工事につきましては、スケルトンを1セットしまして9日。
最後でございますけども、真尾石原農地外災害復旧工事につきましては、スケルトンを1セット、セットしまして22日。
以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員。

○18番（今津 誠一君） 先ほどから、各議員さんの質問やら、あるいは提案やら、あと、それに対する執行部の答弁を聞いておりますと、私自身の判断が非常に揺らいでしまいます。1億6,000万円という額は、非常に多額の額でありまして、例えば、これを財政改革で実績を上げようと思えば、少々の苦勞ではありません。もう少し何かいい方法はないのか。知恵を出して1億6,000万円の歳出を何とか抑える方法はないのか。考えてもらえないものかという気がします。

議会も知恵を出して、いろんな提案もされていくと思いますが、例えば、先ほど、大久保に一たんこれを持って行って、そして必要に応じて分別、仕分けをして、有効利用するという方法はいかがかと、こういったような提案もありました。それだと金がかからないということになるということ、そういう提案なんですけど、この提案について、どのようにとらえておられるか。なぜ、だめなのか。その辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 休憩しますか。執行部、協議してください、答弁について。
暫時休憩します。

午後 5 時 1 1 分 休憩

午後 5 時 1 8 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、開議を再開します。

執行部、答弁、お願いします。市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど来から長時間にわたりまして、いろいろ議論を、私も拝聴しておりますが、先ほどもちょっと申し上げましたけども、この件については昨年のおおむね 9 月ごろから、私はずっと言い続けてきている案件でございます。しかしながら、私が危惧していたような状態になっていってるわけでありまして、常に私は、このことについては、先ほど来から、きょう 10 名近くの議員さんが御発言になりましたが、同じ、私も感覚で、執行部の体制について、いろいろ、いろいろ、その都度、その都度、注文をつけてきていたわけでございます。百条委員会で、私も呼ばれてはおりませんので、押しかけていって話すこともございませぬので、何も申し上げる機会がなかったわけでございますが、先ほども申し上げましたように、未経験の災害が発生し、未経験の処理に取りかかっていかざるを得なかった。その間には環境省の指導もあれば、県の指導も入ってくる。そういうさまざまな要因の中で、全く未知の部分に、手探りの状態でやっていったわけがあります。

私は一般の、民間の人間でございますので、民間の人間としての独特の勘が働く。あるいは独特の考え方が働いて、あんたたち、それでいいのか、それでいいのかということ、私は昨年の 9 月ぐらいから、ずっと言い続けてきてたわけでございます。

さて、今日を迎えたわけでございますが、ご存じのとおり、4 月には人事異動が起こっております。また、副市長も、この問題の最高責任者として働いてくれておりました副市長も、先般、退任をいたしたところでございます。

そういう状況の執行部の中で、さらにまた不幸なことに、7 月には新たな災害が発生して、これにまた追われるというような状況が重なったわけでございます。そういう状況の中で、今日、この臨時会を迎えているわけでございますが、臨時会の様子を皆様方もつぶさに見られたと思いますが、よくわかっている者は答弁することができない。一方、議員の皆様方には無制限の一本勝負でなんぼでも発言ができる。その都度、答弁をしたくても、そのする者がすぐさま答弁ができない。そういうようなもどかしさを皆様方、大変お感じになってると思うんです。それが行政に対する不安、あるいは不信というものにさえなっ

ておられるのではないかと、このように私は考えるわけでございます。

今、出しております、お願いをしております、この補正につきましては、皆様方がおっしゃらんとしておられる形が可能かもわかりません。しかし、これをやっていった場合には、どのような不測の事態が起こってくるかもわかりません。そのことに対しての危惧を、私は、大変大きな危惧を抱いております。おくれてしまった、市民の目線で、住民の目線で、一刻も早くあの土砂を何とかならんのかと、私はそれはもう口を酸っぱくして、彼らにとっては耳が痛くなるほど言ってきた、質問をしてきた事柄であるわけでございますが、その都度、環境省あるいは県、あるいは年度末を控えての予算の問題、流れてしまう、補助金がもらえなくなってしまうというようなことも現実にはあったわけでありまして、そのような事柄などなどをしながら、人事異動になっていく。自分の今まで未経験の部分をもたレクチャーを受けていかなきゃならない。いろんな形がそこに介在をしてきたということをごをどうか御勘案をいただきたい。そして、いま現において、その彼らがベストとして、あるいはよりベターとしての道をごここに見出してきたということの中での御審議をいただいて、高所からの御判断を仰ぎたいと、私はそのように申し上げたいと思っております。

今の今津議員の御質問に、私が直接、どこまで踏み込んで答えたかはわかりませんが、大久保のほうへ、あるいは持っていくということ。それも一つの方法かもしれません。かもしれませんが、それをやり切った場合には、どのような不測の事態が発生してくるかもわかりません。私はそれを非常に危惧いたしているわけでございまして、それらのものを未然に防ぐ。防いでいくためには、よりベターな方法として、ここで1億6,000万円を投入せざるを得ないということで、御理解を賜りたいと、このように考えているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員。

○18番（今津 誠一君） 市長さんはこれまで行財政改革を本気で取り組んでこられたと。このことは、私、大変評価をしておるところです。

この1億6,000万円というのは、先ほども申しましたけれども、大変な額です。そこで、今、市長さんは、不測な事態が起こるとも限らないと、こういうことを申されましたが、では不測の事態とは、一体どういうことが予想されるのか。また、これがベストだ、ベターだと、こう考えておられるということですが、今、議会、我々も、さらにもっといいものはないのかということをご提案も申し上げておるところです。ですから、ここを慌てて、この1億6,000万円を使い切ってしまうのではなくて、もっといい方法はないのか。こういうことをいま少し時間をかけて考えてみられることはできないのだろうか、

このように思うわけです。再度、お尋ねいたしますが。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 悲しいかな。これが行政の現実でございましょう。いろいろなお気づきはごもつともでございます。すべて後から見れば、いろんなことがあるわけでございますし、私はその後からではなくて、そのさなかにあっても感じていたことでございますが、環境省、あるいは県等々のいろいろなつながり、かかわり合い、信頼関係等々をきちっとつくり上げていき、一つ一つの事業を積み上げてきて、今日まで来ているわけでありまして、1億6,000万円のお金、これを生むには大変な努力が必要でございます。3億円の随意契約にしてもしかりでございましょう。いろいろな事柄が、振り返ってみれば、いろんなことがあるわけでございますが、これが対応していける足腰を現在は持っているということの中で御判断をいただき、そして一刻も早く、あの災害ごみを、土砂を、なるべく後に禍根を残さない形でクリアランスにしていくということでの御提案を御理解をいただきたい、このように感じているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員。

○18番（今津 誠一君） 市長さん、もう少しね、柔軟な姿勢で考えていかれるほうがいいんじゃないかと思えますね。今言いましたように、不測な事態が起こるとも限らんと、こういう言い方をされています。やらんにゃいけんと、こう言われますけども。じゃあ、不測の事態とは一体何が予想されるのか。これを申してくださいと申しましても、それについては触れられませんが。どうもその辺、非常に硬直したような判断のような気がいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） なかなか申し上げることができないほど未知なる部分があるわけでございます。それを今、こうだ、ああだというようなものを私はお示しをすることはできません。しかし、未経験の部分は今手探りで処理に入っているわけでございますので、どのようなことが起きるやもわからないと、こういうことで申し上げているわけでございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 未経験で手探りでやってこられたから、恐らく間違いもあったんだろうと思うんですよね。だけど、間違えたとは今まで一度も言わない。だから間違えた方法を引き継がなきゃいけない。これが今あなた方を縛ってるんじゃないか、私はこのように感じるんですよ。違いますか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 批判をするのはたやすいことでございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 批判じゃないんですよ。警鐘を鳴らしてたんですよ、ずっと前から。この土砂の問題もこうなるよって言ってるんですよ、議会は。あなた方の首締めていきますよと、そんな法解釈してたら。それを無視し続けて、こうなったわけじゃないのかと思うんですよ。

契約というのは一体何なんだろうと、午前中からの議論で思ってきたわけなんです。先ほど例に出された宮の馬場の契約について、ちょっとお聞きしてみます。

今、結んでおられるのが、12月24日を完成とする契約だということでした。その前は10月29日を工期とする契約を6月9日に結ばれたということでした。この契約の内容は、つまり、ずっととまってたやつを6月9日から10月29日まで、何をする契約を結ばれたんですか。教えてください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 工期の延長のみをしております。金額については変更しておりません。その工期の変更といいますのが、要は、災害土砂の集積をして、農地から撤去工事を始めた時点につきまして、その災害土砂の中から流木が発見をされたと。したがって、この流木を分別する方法があるということで、10月29日まで工期延伸をしております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） ということは、6月9日以前にまじり物があるということがわかってたわけですね。それを分別処理する契約を10月29日までに結ばれたと、今そうおっしゃったわけですが、それでいいですね。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） はい、そのとおりです。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） ということは、仕様書の変更がなされたわけですね。このときに。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 工期のみの変更契約です。（「いや、今、あなた、6月9日に結んだの、分別入ってるって、その口で言ったじゃない」と呼ぶ者あり）いえ、分別することが必要になったために、ただ、その分別することについては、まだ、その時

点で工事に取りかかるわけにはいきませんので、一応、工期の延伸をしたということでございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 今、あなたがおっしゃったのは、6月9日、ね、6月9日に10月29日までの契約をやったわけですよね、変更を。これを工期の変更だけをしたと。つまり仕様書は、じゃあ、いじってないということをおっしゃってるわけですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 工期だけでございます。仕様書はさわっておりません。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 午前中、いいですか、行政報告に対する質疑の中で、仕様書も契約の一部だと言われたんですよね。仕様書、全く変わらないのに、なぜ、工期が変わるんですか。それは起こり得ることなんですか、それは。――議長。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） じゃあ、ちょっと別の聞き方をしましょう。10月29日に工事が完了すると思った根拠はなんですか。何の根拠を確認し合って、業者と市側がお互いに確認し合って契約するんですよと、きょう午前中、言われたよね。それを、じゃあ、10月29日に何を終わると思って、29日の工期を設定されたのか、これを教えてください。（「すみません。暫時休憩をいただければと思います」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後5時34分 休憩

午後5時44分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 当初、6月10日までの工期でございますけども、これを6月9日に変更しまして10月29日の工期にしております。この原因につきましては、大久保第3工区に搬入できなくなったために工期の延伸をしたものでございます。したがって、6月10日ということですから、大体、それ前後に流木が発見をされまして、そのため分別する必要があるということで、第3工区に当初計画をしておったんですけども、搬入ができなくなったということで変更契約をしております。10月19日ぐらいには、大体担当としましては、ちゃんとした形で分別できるのではないかという判断のための工期のエンドの日が10月29日だと思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） それだけ待たせて、この返事かね。じゃあ、29日に何で終わると思うたかって聞きよるんです、私。これ29日の工期の設定は、業者と市がお互い納得して出すのが契約ですって言ったんだから、10月29日までに、今の答弁やったらですよ、分別まで終わるといことになるわけですよ。分別まで終わって、搬入まで終わって。それが10月29日だと、今、おっしゃったわけだけど。10月29日にそれができるっていう根拠は何かということが一つ。それから、仕様書はじゃあ、そのときにそう変わったのかということが一つ。この2つにすぐ答えてください。仕様書が変わったかどうかというのはわかるでしょ、すぐ。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 仕様書につきましては、工期が変わったということでございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 今、分別まで入って、10月29日には終わるって言って計算して、この工期になったっておっしゃったんですよ。午前中には、仕様書も契約の一部であるとおっしゃってるわけですよ。まして、この工期というのは、お互い、業者と市が納得し合って出すのが工期であると午前中もおっしゃってる。朝礼暮改という言葉があるけども、そろそろ暮れじゃから、ちょうどですけども、全く言うこと、ばらばらなんですよ。やってることと、言ってることと、後から取ってつけたことと。取ってつけるなら、取ってつけるで、何とか、何とか筋が通るようなこと言ってもらわんと、我々も困るんですよ。ああ、そうですかって、聞けんわけですから。

じゃあ、もう一回聞いてみますけど、その後の契約ね、10月1日にもう一回変更して、12月24日に契約変更、これは済んだと、たしかおっしゃった。この契約では、仕様書はどうなったか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） この件につきましては、金額で79万9,050円の変更契約をしております。この変更契約の内容につきましては除草工0.39ヘクタール、これを計上いたしております。そして、さらには交通整理員、これを53人ほど増員をいたしております。このことによります変更契約でございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） そうすると、もし、これが通って分別の予算がつけば、仕様

書が分別をやる、今、言ったのは、結局、分別をやる仕様書になってないということおっしゃったんですよね。ということは、なれば、また、この工期は変わってこんにゃおかしいですよ。この工期の算定の中に、分別、入ってないんですもん。ということは、さらにこれより工期が後になるということをおっしゃったんですよね。——ちょっと、残さなきゃ。言って。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） この79万9,050円の中には、分別、当然計上されておられませんので、今回、22年度予算の補正をお願いしておりますけども、これを通していただければ、また分別のみの変更契約。これは金額と工期にまたなろうかと思えますけども、またするようになると思われま。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 今、聞いたのは宮の馬場で、工期が、完成が12月24日になってるものなんだけど、これが3月15日になってる。例えば、長尾ため池、9番ですね。これも同様に、多分仕様書、変わってないでしょう、今の答弁を聞いてると。ということは、ここに分別が入ってきて、いいですか、43日かかるって、さっきおっしゃったんですよ。年度超えますよね。15日から43日足して、土日働いたとして、もう4月じゃ終わらない。日曜日休んで、4月末に終わるぐらいですか。ということをおっしゃったということで、いいんですね、今。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 今の御質問でございますけども、土量が8,418立米ございます。それを、スケルトン3セットでこれを処理しますので、1日当たり198立米。そうすると処理日数が43日、かかります。したがって、月に20日働くとしても、2カ月あれば、この分別については完了すると思っております。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 田植えに間に合わんですね——ここはため池か。田んぼで3月がないか。でも、ため池も田んぼに影響出ますよね。（「上から2番目」と呼ぶ者あり）ああ、そうですね。奈美中、近所でしたが、この農地ですけども、3月15日で今設定してある。これに13足して、日曜もあるということになると、田植えに間に合わんところが、さっき、間に合うような話やったけど、この中で出てくるということなんですか。結局は。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 今の2番目の奈美中農地でございますけども、現在の

ところ工期が23年3月15日になっております。したがって、今、現在のこの工事につきましては、分別の経費は入っていないわけでございますけれども、今後、今回の補正等につきまして、この分別の増額補正を承認していただければ、すぐ工事にかかることができます。したがって、土量847立米を1日当たり66立米で処理しませば、13日の工期で分別の処理ができるということで、年度内には十分完了すると思っております。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 説明の意味がわからんのです。多分ほとんどの方がそうだろうと思うんですけども、結局、午前中からずっと議論やってきて思ったことは、あなたらの契約の仕方ってのはでたらめなんですよ。それで午前中は信用せえ、信用せえと。これで終わりますから信用せえと。頑張りますよ、業者はと。ということ午前中一生懸命言ったんですよ。そんなことじゃないんじゃないですか。これ甘いんじゃないですか、私らが言いよるのに。午後になって聞いてみりゃあ、別の議案になってみたら、何回も何回も変更やってきましたと。でも、契約というものはお互いが工期を納得して仕様書まで含んだものが契約だと。それでも何回も何回も変更契約してると。どうやって信用せえというんですか、これを。手探り、未経験。でも、間違えませんと。手探りで未経験だけど、私らが選んだことは間違いじゃないです。ベター、ベストを選んできると。そんなベター、ベストを選んだら、こんなことになるんですか、本当に。そんな都合のいい言い分があるんですか。

ちょっと私、最後に聞いてみますけど、結局これ、今上がってる議案を我々が認めなかったら、この工事はどうなるんですか。また継続審査ということになれば、これはちょっと継続審査ができるのかどうか、わかりませんが。その場合は、工事はどうなるのか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 今回の増額補正でございますけれども、もし増額を認めてもらわない場合ですけども、この工事、国の国庫補助事業がございます。したがって、その分別に関する増額補正が仮に認められなくても、現在の契約内容で粛々と3月末までに完成しなければならないと。そうしなければ、国庫補助金を受けることができないというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 確認です。現在の契約内容ということは、じゃあ、現在の契約内容で、今、2月何日に、多分、1番の田の口農地外であれば、2月28日までに分別をせずに、この土砂を大久保に持って行く、こういうことですね。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 田の口農地の工事でございますけども、この工事につきましては掘削と集積と運搬だけです。したがって、分別がない。仮に認められなかったとしても、運搬までの工事、すなわち、第3工区への搬入は何かしなければいけない。そのあたりについては、現在のところ、一般廃棄物としての分で、しかも40ミリという規制がございます。その中にはありますけども、これをもし年度内に契約をしないと、市にとって多大なるマイナスになります。それだけは必ず防がなくてはならないという認識でおります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 聞けば聞くほど、何か詭弁を言われているようであれですが。要するに国庫補助事業というのは、そこから、今、仮置きしてあるところから、大久保に持って行くまでが国庫補助事業なんです。そこで分別するという事は国庫補助事業じゃないんですよ。だから、できるだけ早く大久保に、土砂をのけて、農地を元の状態に復するということが国庫補助事業なんです。だから、分別しないで、きょうもあしたも、少なくとも一日も早く大久保に搬入できたら、農地災害復旧事業補助事業としては、それで工事完了なんです。何か、もったいぶってね、人をだますような答弁をしておられますけどね、それは全く違いますよ。

だって1億6,000万円は一銭も国庫が入ってないでしょ。だから、大久保に持って行って、大久保で時間をかけて、ゆっくり分別してもいいじゃないかと、こういう話ですよ。そして先ほど市長さんがおっしゃった、不測の事態、不測の事態って、不測の事態、そりゃ、私だって、あしたは死ぬかもしれませんよ。そんなことを考えたら行政はできませんよ、はっきり言って。むしろ箇所が多だけに、多ければ多いほど不測の事故は起きやすいんですよ、1カ所じゃなかったら。はっきり言って。

その今の分について答弁を願いたいのと、もう一つ、先ほど例示として、宮の馬場農地災害復旧工事の契約書をいただきました。4通いただきました。1通は笑っちゃいました。一番最初の原契約、一番最初の契約ですが、これ笑っちゃったという理由は何かということ、工期が平成22年3月31日から平成22年3月31日までの工期の契約書でした。こんなチェックもできんのかいと。情けないですね、はっきり言うて。1日で工期が終わるといふ契約書。3月31日にもらう。あくる日に気がついた。あくる日気がついて、あ、うそじゃった。わざわざ印紙をまた200円貼って、間違っていました、6月10日までになりますという契約書がついておりました。

そして、先ほどから出ておりました6月9日の日に、10月29日までとする変更契約

書、そして第2条に設計図書を別冊のとおりとすると。設計図書が全く変わらんじゃ、別冊の設計図書は要らんのではないかなという感じがしますが。また、これはよく聞いてみたいと思います。どうも答弁そのものに信用がしにくいということです。

それと、もう1点、ちょっと聞き漏らしたんでお尋ねしますが、10月1日に、金額と工期の2つの変更契約をしておられます。1点は交通整理人を53人、もう1点、何とかって言われた。それをちょっと教えてください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをします。

まず、1点目の分別につきましては、国庫補助事業ではない、対象外だと。だから、ここまで引張る必要はないということでございました。この件につきまして、残念ながら、分別につきましては単独になったわけですが、実は4月以降、この分別の経費につきまして、県、国を通じて、何とか補助で認めてくださいというようなことで、ずっと調整をしてまいりました。最終的には――残念ながら、やっぱり、これはつまらんじゃったかといしかられそうなんです、8月20日の日に、国からの、最終的には分別経費は補助には見られないという回答をいただきました。ですから、当時の担当としては、最大限、県、国と調整しながら、何とか――分別費用がかかると、そのためには何とか補助金をいただきたいということで、しっかり頑張ったのではないかというふうに考えております。

次に、2番目の分につきましては、これは21年度から22年度に繰り越す際の負担行為のやり直しでございます。ですから、工期は3月31日から3月31日しか組めないということになっております。したがって、繰越明許でございますので、このような形をとらざるを得ないということです。

それと、10月1日の変更内容のもう1カ所、もう一つは何かということでございますけども、除草工、草を除く工事、これは、除草でございます、除草。これが0.39ヘクタール、これを計上しております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 除草の0.39ヘクタールと、これは交通整理人53人って聞いたんですが、これは当初設計にのっちょらんかったからであろうかと思いますが、それでもって、工期をまた12月24日に延ばす理由が一つもないような気がするんですが。その点についてお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後6時 1分 休憩

午後6時18分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 時間をとらせてまして申しわけございません。

調査をさせたわけですけれども、今、この場ではわかりませんので、また改めて調査し、報告させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） そういうことだろうと思うんですよね。それだけ不透明なんですよ、実は。

そこで、1点だけ最後に質問して終わります。

先ほどの伊藤議員の質問で、長尾ため池ですが、23年3月15日の今、原契約ではなっていると。そして、これには分別の分は入ってないと。分別の分が43日見るようになっていて。43日ということは、土日じゃなくて、日曜日だけでも入れてもいいんですが、50日ぐらいになって、4月末と。こういうことになるわけです。この分別をしなければ年度内完成ですね。分別をしたばかりに事故繰りになるんですね、早く言えば。平成23年度にかかるわけですよ。それは国庫補助制度としていいんですか。そこだけ聞いておきます。むしろ国庫補助制度上まずいから、分別しないで3月15日までに大久保に運びこまんにゃいけんのじゃないですか。そこだけお尋ねしときます。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 一応、この長尾ため池につきましては分別と運搬、これを一連の流れで行います。掘削、集積、分別、運搬を並行して、それぞれの作業で、スケルトンが3セットございますので、並行してできることが、行うことができます。したがって、工期内に、3月15日まででございますけれども、これで現在、完成するような工程にしております。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 今までの質疑を聞いておきますと、なかなか一貫性というか、そういうことにも不安があるようなんですけれども、ここで再確認なり、若干の質問、そして指摘をさせていただきたいと思うんですが、これ、私の確認違い、間違い等あれば、またおっしゃっていただきたいと思っておりますけれども。

百年に一回、二百年に一回の土砂災害ということで、大変であったろうというふうなことは推測できるわけでございますが、まず、一廃、産廃、この辺の区分けのことから、通

常であれば、他市町村にそういう事例はないのかとか、過去、ここでも台風が来て相当な被害を受けた、あれ、平成の何年ですか、そういうときの処理の例がある。今回、この資料による、業務参考資料7番、8番、9番、10番、11番、この辺は中小河川なり、湖沼なりなのです、浚渫土のことが出てるわけですが、そういう、当初から、産廃、一廃、この辺の判断というものが間違いであったのか、どうなのかはわかりませんが、いずれにしても、災害流入土砂は、防府市では一般廃棄物とするという解釈、定義をしたということですが、これは、今後もこの方針を続けられるのかどうか、お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 21年の7月の豪雨災害より、防府市につきましては、この災害土砂を一般廃棄物としました。したがって、この現課については、これからも一般廃棄物でいかざるを得ない。いかざるを得ないというか、いくということですが、

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） それともう一つ、今回のこの契約変更で、土砂の中に廃棄物が混入していることが判明したため、こういう変更契約になったということですが、これは、この現場の位置図が示されております工事箇所、これを私もずっと回ったことがあるんですけども、現場の惨状を見れば、一廃として処理決定したときから、最初から分別というのは、たとえ、先ほどから20%のあらというか、これは除いたと。その後、結局また再分別というか、こういう言葉が生じたということですが、私も素人ですが、それで、プロの専門的な観点から見て、なぜ、今の契約変更なのかということが疑問に思えるわけですが。この辺について、どうしてお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） すみません。もう一度お伺いしたいんですが、今の変更契約というのは、ちょっと申しわけありません。ちょっと、のどりが悪くて理解できないんですが。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 分別するということが、分別してやるから工期が長くなるということなんですか、そのことです。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 当然、この工期、今回のこの増額補正を御承認いただきましたら、分別の必要が生じておりますので、当然それを実施します。そのためには、工期が当然長くなるということですが、

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） それはそういうふうにお聞きしておきましょう。

それで、この一番大きい7番の玉泉ため池でございますね。こういうようなものは、もう災害を受けた時点から、県のほうでは、県管理の河川に流入した土砂というか、そういうものは、産廃か、浚渫土か、少なくとも一般廃棄物ではなしに処理してるんですよ。こういうことの蒸し返しになるんで、答えは要りませんけれども、やっぱり行政マンとしては、そういう他市町村というか、そういう他の事例、それから過去の事例、あるいは今までにやったことが妥当であったのか、どうか。

例えば、湖沼とか、河川に流入したのはどう処理していたのか。こういうことは当然に調べることが必要であったんじゃないかというふうに思います。そして、今までの質疑を聞いておきますと、何とか、決裁とかですね、詳しい説明を受けてないとか、内部協議を含めて、その交渉過程というか、文書がないということは、ちょっと専門家というか、プロの行政の執行部としていかなものかという気がいたします。そして、法とかいうものに照らして、いろいろ処理されてるんでしょうけれども、法とか、条例、規則は何のためにあるのかということを経営部として、よく考えて、いろんなことに当たっていただきたいというふうなことで、私は指摘をしておきたいと思います。

これも午前中に言いましたように、執行部の気持ちはわかり過ぎるほど、わかります。なかなか言える部分、言えない部分があるでしょう。正しいこと、いけないことは、しかし、しっかり区分をしてやってもらいたいというふうなことを、戒めと温情の気持ちで指摘をしておきたいと思います。議会のほうも、ちまたでは議会がチェック機能を果たさないんじゃないかということが言われております。議会もしっかりチェック機能を果たさなければいけないと思いますけれども、行政の皆さん方は、仮にも行政のプロの集団でございますんで、その辺はしっかり、指摘を受けないように処理をしてもらいたいということを老婆心ながら指摘をして、私、終わります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。（「議長」と呼ぶ者あり）2番、土井議員。

○2番（土井 章君） ただいま議題となっております議案第83号平成22年度防府市一般会計補正予算（第7号）につきまして、修正の動議を提出したいと思います。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩をいたします。

午後 6 時 3 0 分 休憩

午後 6 時 3 2 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。修正案につきましては、各会派で若干の検討も必要かと思いますので、暫時休憩いたします。早急に御検討をお願いします。

午後 6 時 3 2 分 休憩

午後 6 時 4 9 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

本案については、土井議員ほか 3 名の方より修正の動議が提出されております。この際、提出者の説明を求めます。2 番、土井議員。

○2 番（土井 章君） それでは、修正案についての提案理由の説明をさせていただきます。

お手元に配付しております修正の案に概略書いてありますが、執行部の説明によりますと、当初計画では、災害土砂の中に草木や瓦れき等の夾雑物はほとんど含んでないということで、現状のまま一般廃棄物最終処分場隣接の第 3 期埋立地に搬入し、そこで利用を考えるということにされておりましたが、その後、相当の夾雑物が混入しているということが判明したとして、工事現場で夾雑物を分別して、第 3 期埋立地に搬入するというための経費が計上されております。

しかしながら、災害後、既に 1 年 3 カ月を経過いたしておりますが、いまだ土砂は現地の民有地に放置されている状態でありまして、地区住民の方々も、一日も、一刻も早い除去を切望をされております。これは業者に対して、そういうことは言うてあること、あるいは行政にもそういう声が届いてると、先ほどの答弁があったとおりでございます。

また、場所によっては、土砂置き場と民家が大変接近しているところがございます、現地でのスケルトンバケット等での分別は、騒音あるいはほこり等の被害発生の可能性が非常に高いと言わざるを得ません。夾雑物を除去した土砂は有価物となるわけでございますが、利用方法は現在は決まっていないところであります。長期間放置すると、雑草が生えたと、価値が下がることは明白でございます。

そして加えて申し上げますならば、この分別の経費はまさしく市単独事業でございます、国庫補助事業とは全く影響のない、国庫補助事業の考え方からいたしますと、一日も

早く現場から別の場所に移すことが国庫補助事業の精神でもあるわけでございます。

したがって、今申し上げました1と2の観点から、災害土砂は当初計画どおり、早急に一般廃棄物最終処分場第3期埋立地に搬入、仮置きをする必要があります。民生安定からも必要でございます。この場合、当初契約の中に入っておりますので、経費の増額はありません。

2番目に大久保での処理でございますが、一つには山口市が昨年やりましたように、市がトロンメルやスケルトンバケット等を調達して処理をする方法もございます。あるいは市内業者にトロンメルやスケルトンバケット等の許可をとらせてやらせる方法もあります。いずれにしても業者にやらせたとしても、1カ所で入札をすれば、分けて発注するよりははるかに事務雑費、工事雑費等々からすると経費は安くなることは明白であります。また、スケルトンバケットあるいはトロンメル等の県許可をとる日にちは、大して要さないということは百条委員会でも明白でございましたし、一方、ここの土砂は少なくとも第3工区が最終処分場として供用開始するまでは置いておいても差し支えないと判断せざるを得ません。

3番目としまして、有用土として再利用する必要が生じた場合、その都度、必要量を今申し上げました、市、あるいは市内業者のスケルトンバケット、あるいはトロンメルでの、機具を使用して分別をすれば可能でございます。要るほどずつ処理をすれば、経費も安く済むわけでございます。また、この場合、公共事業に利用するのみならず、民間にも利用を求めまして、この場合、仕分け経費は利用者負担としていただければ、市としても経費もかからず助かるわけでございます。

右の理由により、農業用施設災害復旧については再検討を要するため、この修正案を提出するものでございます。

修正案の内容は、歳出で計上されておりました農林水産業施設災害復旧費の1億6,000万円を予備費に振りかえるというものでございます。よろしく審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して修正案及び原案について、一括して討論を求めます。26番、田中敏靖議員。

○26番（田中 敏靖君） 修正案に反対の立場で討論いたします。

修正案は、当市が一般廃棄物として処理されようとしている物件が、一時保管のごとく、1カ所に集積されているので、これらのうち一部に40ミリ以上の物が混入しているとい

うことが判明した。ということで、分別して処理しなければならないというふうに思います。

ところで、こういう現場サイドの処理については、インターネット等で調べてみますと、大現場でやろうというのが多くなっておると思います。また、大久保の最終処分場に搬入、仮置きすることによって処分場の管理、これに問題が生ずるのではないかというふうに思います。と申しますのは、その混入しておる物の質が判明していないということだというふうに思います。処分は小分けしたほうが、リスクが少なく分別できるというふうに判断しておりますので、修正案について反対いたします。原案には賛成です。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 原案に反対、修正案に賛成の立場から討論をいたします。

午前中から、災害の土砂に関するさまざまな議論がなされてまいりました。結果、執行部のこれまで下してきた判断は、市長はベター、もしくはベストだとおっしゃっておりますが、費用がかかるほう、時間がかかるほうを選んできたと、きてしまったと言わざるを得ないわけでありまして。そして今回また、そういった方法を選ぼうとしている。これは我々にとって、被災地域の住民の前から早く土砂を撤去してあげなくてはならない、そして、できるだけ安価にこれを処理しなければならないという理由からして、原案は認めがたいものである。そして、この修正案については迅速な土砂の大久保への搬入が可能であること。そして、さらに費用も安価で済むことでもありますので、修正案に賛成をいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については修正の動議も提出されてありますので、まず修正案について起立による採決といたします。本案の修正部分については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） はい、賛成多数でございます。起立多数でございます。よって、議案第83号についての修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立による採決といたします。修正議決した部分を除くその他の部分を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第83号の修正議決をした部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

○議長（行重 延昭君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。
本日はこれにて閉会いたします。

以上でございます。大変お疲れでございました。

午後 6 時 5 9 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 田 中 敏 靖

防府市議会議員 土 井 章